

収蔵資料
調査報告書

20

宇治郷の古文書

2018.3

宇治市歴史資料館

収蔵資料
調査報告書

20

宇治郷の古文書

目次

はじめに	2
宇治茶関係文献案内	4
御用と茶師、そして宇治	5
郷会所あたりからの素描	5
史料翻刻	41
宇治郷留日記(抄)	41
宇治市役所文書目録	59

凡例

- 一、本書は、当館が所蔵する宇治市役所文書の調査報告書である。
- 一、「はじめに」「宇治市役所文書目録」を小嶋正亮が、その他を坂本博司が担当した。

はじめに

収蔵する資料の目録と解説からなる本シリーズ『収蔵資料調査報告書』は、本書で二〇冊目を迎えた。平成二九年京都府により、文化財保護の裾野をひろげるため全国で初めて暫定登録文化財の制度が設けられた。その初年度に登録された文化財の中に、本シリーズで取り上げた上林三入家文書(報告書三)と宇治上神社文書(報告書四)、宇治茶の民具(報告書一九)、そして平成二五年度緊急雇用創出事業の一環で目録を作成した上林味卜家文書の四件が含まれ、そのうち三件を宇治茶関係の資料が占める。開館以来地道に積み重ねてきた本館の調査成果が、改めて実を結んだとしてよいだろう。

昭和六〇年に開催した本館の開館記念特別展のタイトルは、「宇治茶―名所図から製茶図へ―」であった。これ以外には考えられないほど、宇治の歴史と文化にとって重要な役割を果たしたのが、茶である。しかしながら、そうしたイメージとくらべて、伝来する茶業関係資料は決して多いとはいえない。その中であって、多数を占めるのが宇治茶を幕府に献上、いわゆる御用を勤めた茶師の家に伝来した古文書で、このたび暫定登録文化財となった資料もすべて昭和六〇年に開催した本館の開館記念特別展のタイトルは、「宇治茶―名所図から製茶図へ―」であった。これ以外には考えられないほど、宇治の歴史と文化にとって重要な役割を果たしたのが、茶である。しかしながら、そうしたイメージとくらべて、伝来する茶業関係資料は決して多いとはいえない。その中であって、多数を占めるのが宇治茶を幕府に献上、いわゆる御用を勤めた茶師の家に伝来した古文書で、このたび暫定登録文化財となった資料もすべて

こうした旧家のものであった。そのため、これまで江戸時代の宇治茶については、茶師と御用を軸に説明されてきた。いわばその到達点が『宇治市史』であった。市史編纂室を前身とし、昭和五九年(一九八四)に設置された本館では、開館以来宇治茶業関係資料の調査収集と研究に努めてきた。しかしながら、御用以外、すなわち一般消費者に向けた茶商たちの具体的な活動をうかがえる資料が、地元にはまったくと言ってよいほど残されていない。その理由として、焙炉や箕、茶壺といった製茶道具の保護などに、不要となった文書が柿渋を塗って使われたためという逸話が、まことしやかに伝わってきた。あるいは、それも理由の一つかもしれない。が、実態については不明とするほかはない。

生産地に残されないなら消費地における痕跡を、と当時最大の消費都市である江戸をはじめ大阪、京都など各地茶商の引き札類の収集に努め、その成果の一部は平成二六年度特別展「宇治茶―トップブランドの成立と展開―」で公開したところである。各店舗の商品一覧である引き札を比較検討することにより、玉露の誕生以前から濃茶園煎茶あるいは薄茶園煎茶という名の高級煎茶が好まれていたことが明らかとなった。これ以外にも、各地茶商に伝来する古文書などを分析すれば、宇治郷とその周辺の茶商の名が見いだせるのかも知れない。今後の調査・研究の進展に期待したい。

先に触れたように、当地に残される茶業関係資料は少な

い。ただ、代官や茶師、茶商、そして彼らの営みを支えた人びとが暮らした宇治郷には、十数冊ではあるものの、ある程度まとまった記録が残された。郷会所で役人たちにより記された「留日記」である。

本書では、その留日記を含む宇治市役所文書について報告する。同文書は、江戸時代に宇治郷会所で作成、保管されてきた文書群で、明治二二年(一八八九)町村制施行により宇治町、そして昭和二六年(一九五一)の市制施行により宇治市に引き継がれた。なかでも留日記は、こうした記録類が少ない本市においては貴重な資料群で、主に『宇治市史三』『宇治市史年表』の執筆に際し利用された。とはいえ、乱筆等の理由により、これまで十分に活用されてきたとは言いがたい(詳しくは五九頁参照)。

そこで、留日記が残される江戸後期以降については、その記述のうち茶師や茶業に関わる部分、宇治郷内の運営に関わる部分を中心に、そして中期以前はこれまで市史および本館で調査・収集してきた市内旧家に伝わる史料を中心に、「御用と茶師、そして宇治郷会所あたりからの素描」としてまとめた。断片的な史料の記述をつなぎあわせることにより、茶業を軸に営まれた宇治郷とその周辺地域の営みの一端の紹介を試みたものである。本書の刊行が、留日記をはじめとする宇治市役所文書のさらなる活用のきっかけになれば幸いである。

宇治茶関係文献案内

宇治市および宇治市歴史資料館の刊行物のうち、
宇治茶関係文献を紹介する。

◇宇治市史

- 『宇治市史 二 中世の歴史と景観』宇治市 昭和四九年（一九七四） 第四章第三節「茶業の発展と茶師」ほか
『宇治市史 三 近世の歴史と景観』宇治市 昭和五一年（一九七六） 第一章第五節「茶師仲間と茶壺道中」ほか
『宇治市史 四 近代の歴史と景観』宇治市 昭和五三年（一九七八） 第二章第五節「茶業の近代化」ほか
『宇治市史 六 西部の生活と環境』宇治市 昭和五六年（一九八一） 「一 宇治郷」ほか
『宇治市史年表』宇治市 昭和五八年（一九八三）

◇展覧会図録

- 『宇治茶―名所図から製茶図へ―』宇治市歴史資料館 昭和六〇年（一九八五）
『大名と茶師―三入宛書状を中心に―』宇治市歴史資料館 平成五年（一九九三）
『宇治茶―トップブランドの成立と展開―』宇治市歴史資料館

料館 平成二七年（二〇一五）

◇宇治文庫

- 宇治文庫四『宇治茶の文化史』宇治市歴史資料館 平成五年（一九九三）
宇治文庫六『宇治をめぐる人びと』宇治市歴史資料館 平成七年（一九九五）
宇治文庫一〇『緑茶の時代―宇治・黄檗の近世史―』宇治市歴史資料館 平成一一年（一九九九）

◇収蔵資料調査報告書（七までは収蔵文書調査報告書）

- 『収蔵文書調査報告書三 上林三入家文書』宇治市歴史資料館 平成一二年（二〇〇〇）
『収蔵文書調査報告書六 上林春松家文書』宇治市歴史資料館 平成一六年（二〇〇四）
『収蔵資料調査報告書九 上林春松家文書二』宇治市歴史資料館 平成一九年（二〇〇七）
『収蔵資料調査報告書一五 片岡道二家文書』宇治市歴史資料館 平成二五年（二〇一三）
『収蔵資料調査報告書一九 宇治茶の民具』宇治市歴史資料館 平成二九年（二〇一七）

して「茶師」の名を冠して活動するようになるのだから、
これまた話が入り組んでくる。

二 宇治茶師仲間の形成過程 御袋茶師の成立

宇治郷の御用茶師仲間は、もともと御物と御通の二つのまとまりから形成されていた。御物は將軍家の茶壺を意味し、御通はそんな御物を扱う茶師たちを支える立場、つまり主たるメンバー十家ほどとその取り巻きたちといった二層構造が原型である。そんな茶師仲間の特徴は同業者の集団というよりも、江戸幕府の御茶御用を受け持つことにあり、運転資金として活用されたと思われる幕府からの巨額の拝借金（融資）も仲間としてその恩恵に預かり、また返済も仲間として責務を果たすこととされた。

当初の組織に変化が生じたのは元禄年間（一六八八〜一七〇四）のはじめ、御物仲間の竹多道雲が途絶えてしまう（竹田紹清家文書）。これによって以前から続く弁済の方式を改めざるをえない状況となる。抜けた穴を埋めるために取られた方策が、御通のメンバーからより高額な返済に応えうる十家ほどを選抜し、御物と御通の間に新たなまとまりを設けることだった。新しい仲間の名称は、茶壺の中の袋茶に因んで御袋茶師と呼ぶことになり、拝借金の返済も二系統から三系統へと改められた。御通はもともと「おこかい」と言ったものが、御袋茶師の成立を機に、いかにも従属的なニュアンスの音を廃して「おとおり」と称するようになったものと思われる。

御用と茶師、そして宇治

郷会所あたりからの素描

茶師仲間と宇治一統

一 御用と宇治

近世宇治茶業の特徴を解く一つの手がかりは「御用」にある。御茶壺道中はまさに江戸幕府御用だし、大名家を相手にするという意味で言えば、茶師たちの生業はすべて御用だという理屈にもなる。この問題をさらに混乱させるのが上林家である。兄弟連合的なつながりと非血縁の系統を併行させながら、御茶師とも称され、峯順・竹庵の両家は行政職の代官ともなる。彼らの身分はれっきとした武士である。それがまた罷免と復職を繰り返す過程で、また御茶頭取などという一般の茶師とは区別する意味での、いわば特別職の地位が与えられ、その見かけをさらに複雑にくれる。

これに追随する宇治茶師は、経済力に相当な格差があるものの、準資格者まであわせると宇治郷内の家持層の約一割。ほかに、茶師とは一線を画しながら、実質的に金融面で実力をもつ人たちもいた。また、隣村の大鳳寺村や小倉村、さらに木幡村からも宇治茶師と深く関わり、幅広く事業を展開する有力者があらわれる。そして、みなそれぞれに「宇治」そ

宇治茶師一覧

	元禄 4年(1691) 「京都覚書」より	元禄 7年(1694) 「役所方覚書」より	元禄14年(1701) 「元禄覚書」より	正徳 5年(1715) 「京都御役所向大概覚書」より			
御物 10人	上林峯順 上林竹庵 上林味卜 上林春松 上林平入 酒多宗有 尾崎有庵 星野宗以 上林三入 竹田道雲	御物 12人	上林峯順 上林竹庵 上林味卜 上林春松 上林平入 長井貞甫 酒多宗有 尾崎有庵 星野宗以 上林三入 堀真朔 長茶宗味	御物 13人	上林峯順 上林又兵衛 上林味卜 上林春松 上林平入 長井貞甫 酒多宗有 尾崎有庵 星野宗政 上林三入 堀真朔 長茶宗味 辻善徳	御物 13人	上林門太郎 上林又兵衛 上林味卜 上林春松 上林平入 長井貞甫 酒多宗有 尾崎有庵 星野宗以 上林三入 堀真朔 長茶宗味 辻善徳
「御通イ」 43人	上林宗味 堀真朔 永井仙齋 上林牛加 祝甚三郎 吉村道三 山田祐件 八島徳庵 辻善徳 上林宗庵 上林道庵 堀正法 木村宗二 竹田紹且 佐野道意 片岡道二 竹田紹清 吉村太郎兵衛 河村宗順 満田宗利 橋本玄徳 馬場宗円 川崎徳意 竹多道仙 竹田藤右衛門 西村了以 村上善入 尾崎紹閑 宮村権大夫 花川弥三郎 森本道加 長茶徳味 木村宗悦 森本道味 野間三十郎 森多立春 山中瀬兵衛 森多道仁 松原宗益 徳田才三郎 伊藤三郎左衛門 徳田佐左衛門 村林弥一右衛門	御袋 8人	長井仙齋 上林牛加 祝甚三郎 吉村道与 八島徳庵 上林道庵 辻善徳 堀正法	御袋 9人 御通32人 「御通御茶師四拾壹人 此内御袋茶師九人」	御袋 9人	上林牛加 長井仙齋 吉村道与 祝甚三郎 八島徳庵 上林道庵 堀正法 木村宗二 竹田紹且	
		「御通り」 32人	上林宗庵 木村宗二 竹田紹清 佐野道意 片岡道二 宮村権大夫 野間三去 竹田紹且 吉樹太郎兵衛 河村宗順 橋本玄加 馬場宗円 川崎徳意 村山善入 尾崎紹閑 森本道加 花川道清 長茶徳味 西村了以 木村宗悦 森本道味 喜多立玄 山中瀬兵衛 松原宗益 喜多道仁 徳田才三郎 伊藤三郎左衛門 竹田勘六 松村弥一右衛門 徳田佐左衛門 船川太郎八 村井伝右衛門	御通 37人	上林権七 佐野道意 片岡道二 宮村権大夫 西村了以 野間三十郎 竹田紹清 河村宗順 橋本玄徳 馬場宗円 河崎徳意 竹田勘六 尾崎紹閑 花川道盛 森本道加 長茶徳味 木村貞次郎 森本道味 喜多立玄	松村弥一右衛門 喜田道仁 松原宗益 徳田才三郎 伊藤三郎右衛門 徳田佐左衛門 岡田十兵衛 船川勘助 中西七左衛門 菱木宗見 藤科勝左衛門 中井清右衛門 伊藤六左衛門 満田宗恵 吉井太郎左衛門 平尾重兵衛 村部代右衛門 宮林有齋	

三 堀真朔と長茶宗味

御用茶師三仲間のうち、その中間に位置する御袋茶師の成立は、御物茶師竹多道雲の破産・没落がきっかけだった。実はそのときにもっと顕著な動きがあった。新しい御袋を通り越して、御通茶師からいきなり御物に二人の茶師が昇進したのである。ともに古くからの由緒をもつことが特徴の堀真朔と長茶宗味である。前者は神明神社の神職の末流で、応仁の乱以前から宇治周辺に土地を集積し、有力な土豪的存在に成長し、茶の流通にも関わっていたといわれる。一方の長茶も宇治離宮八幡宮の社家で、神職としては「長者」、茶師としては「長茶」と改めて名を連ねる。両者は、上林氏やその周辺に集結する茶師が台頭する以前から、宇治と宇治茶業界を主導する立場にあった人たちの代表である。元禄期における一御物茶師の退転が新旧二大勢力の合流を促した、あるいは余儀なくさせたといえるかもしれない。

四 宮林有齋が御通茶師に

御用茶師を支える御通茶師から有力者が次々に上位に引き上げられると、その抜けた穴も大きい。補填、補充の必要が当然生じてくる。候補となり、構成員に推挙されることは名誉だったかもしれないが、それによって直接恩恵にあずかってもいない融資の返済に加わることになるのだから、手放しで喜べる話ではない。でも仲間の上層部はそれだけの負担能力のある頭数を揃えようとしたに違いない。正徳五年（一七一五）には一四年前の調査に比べて、御通茶師の数は少なく

とも五軒の増加となっている（「京都御役所向大概覚書」）。そこに宇治郷の住人ではない大鳳寺村の宮林有齋の名が最後に唐突に顔をみせる。宇治離宮八幡宮の神役でなおかつ平等院侯人といった由緒があるともいうが、茶匠金森宗和とのつながりの深さが知られており、当初から茶師として盛んに活動していた形跡がはつきりしている。

五 元文二年の申し合わせ

宇治の御用茶師たちは江戸時代のはじめに幕府から多額の融資を受けた。宇治茶業全体の繁栄につながる初期投資の部分もあったと思うが、当の債務者たちは早くからその返済を滞らせていた。享保四年（一七一九）に上林門太郎が代官職を罷免されたのは、その負債があまりに巨額だったことによる。代官職を取って替わった竹庵家も事情はほぼ同じ。やがて同様の道を歩むであろうことは先の見通せる郷民には予測ができたはずだ。竹庵家は寛保三年（一七四三）に免職となり、茶師が代官を兼ねる時代は一端幕を降ろした。

実はこの間に、あらためて幕府に対して「御救金」つまり新規の融資を願い出ようとした動きがあったらしい。元文二年（一七三七）、宇治郷のみならず宮林有齋を筆頭とする大鳳寺村の有力者や木幡・榎島・小倉の茶業家を巻き込んで、得意先への茶料四割増の要求と抱き合わせにして、その受給資格を広げようとしたと受け取れる内容の文書がある（上林春松家文書）。もちろん同時代ではない後代の写しなのだが、宇治郷では御物、御袋、御通の三仲間の構成員以外にも仲間

の活動に深く関わっていた人たちが明らかにされ、常に彼らには複数で茶の御用を受け持つ「会詰」の慣習があり、それがとても重視されたこともそこで明確になる。

六 宮林有齋に丸投げ

「会詰」の規定は宇治郷内でのみ通用するものだから、他

の村々では除外とするが、でも要は納入先に関わる者たちで相談して、相手方の要望にも沿いながら、粘り強く交渉し値上げの実現に向けて努力するというのがもつとも肝心なところで、裏面工作や造反行為の禁止の条文がそれに添えられている。

茶料の値上げと公的融資の申請を、範囲を広げて実施しよ

元文二年(1737)の申し合わせに登場する茶師など

宇治郷		宇治郷以外
橋本町	四番町	(大鳳寺)
上林味卜	竹田紹清	宮林有齋
上林春松	橋本玄徳	梅林宗雪
上林平入	馬場宗円	山上宗把
上林三入	喜多立玄	森江宗林
上林道庵	松原宗左衛門	宮林三郎兵衛
野間三十郎	満田善助	竹村常味
乙方町	満田道林	梅林新五郎
河崎徳意	佐藤加右衛門	齋内源兵衛
吉田六左衛門	坂井戸町	山上善大夫
芝田伊予	山崎庄兵衛	川下寿齋
北村八右衛門	一ノ坂町	川下六左衛門
中井常用	酒多宗有	西内孫兵衛
上村木工之允	長茶宗味	才内十兵衛
永田七郎右衛門	吉村道与	山上幸把
宮本弥兵衛	木村宗二	竹村宗五郎
岡田新右衛門	片岡道二	横島
馬場町	神明町	奥山道古
宮村権大夫	長茶清兵衛	木幡
中村惣左衛門	桜町	松尾長恵
林平左衛門	尾崎紹閑	松尾嘉平次
新町	花川道盛	松尾忠助
長井貞甫	喜多彦八	猪家庄右衛門
尾崎有庵	徳田佐左衛門	松尾治右衛門
八嶋徳庵	北川太郎右衛門	小倉
堀正法	鷺橋町	川崎半右衛門
佐野道意	星野宗以	御用を勤めない
松村弥一右衛門	森本道味	宇治郷の茶業関係者
岡田十兵衛	舟川太郎八	通円七左衛門
新長左衛門	吉井太郎左衛門	大黒屋武右衛門
今内町	大工町	上田権左衛門
上林権七	辻善徳	田中伊兵衛
六番町	長井仙齋	二村善兵衛
上林権九郎	祝甚兵衛	森口治右衛門
西村了以	森本道加	山下弥兵衛
河村宗順	松本玄尚	森七兵衛
菱木宗見	棧舗町	丸屋市兵衛
満田宗恵	喜多沢五郎左衛門	左官与市
竹田丘閑		亀屋吉左衛門
五番町		
堀真朔		
竹田紹旦		
岡村市左衛門		
谷村与兵衛		

うとした計画は、大名家との間に成立する独特の壺詰の行為や慣習を基準にして、郷外の有力者にも仲間の影響力を及ぼそうとしたものとも考えられる。末尾には御物茶師の年行事が構成員にその内容が順達されたとする形式をとるが、ただ、どこからどのようにしてこの話が持ち上がったのかまったく不明で、唐突の感が否めない。さらにこの内容を結局のところ誰を主体として実行するのか、条文には各家出入りの「面々」としかそこには現れず、全体としてきわめて曖昧な印象をうける。でもそれでいて、禁止条項の違反者については、それが露見した場合には宮林有齋を経由して三仲間の代表に報告することになっていて、その部分がやけに浮いている。あるいは際立っている。見ようによっては、宇治郷としては御用茶師の体面を保ちながら、新興の郷外の有力者も含めて宮林に管理監督させる、そんな都合のいい新しい体制の構築がねらいであったようにも受け取れる。おそらくすでに宮林を代表とする大鳳寺村の茶業家たちは、外向きには堂々と「宇治」と銘打って広く茶の販路を開拓し商いを展開し、その中心が宮林有齋自身であったことは間違いないのだが、とはいっても、だからといって地元の広範な茶師の取り締まりまで進んで買って出るわけではないし、そもそもそういう責任を負わなければならない義理もなかったし、立場でもなかったはずだ。宮林としても押し付けの感を抱かざるを得ない一件だったように思う。宮林有齋はやはりその後の特異な存在感を放つのである。外の実力者にその一部分を肩代わりさせようとした、いやもつと言え、厄介なことはみな宮林に任せて

おけばいいといった責任逃れの思惑が透けて見える。

七 五ヶ庄村が含まれない理由

御用茶師の疲弊が顕著になってくるこの時期は、皮肉にも、煎茶を軸とした茶の広範な需要によって茶業界それ自体は活気を帯びていた。宮林ら他村から雨後の竹の子のように排出される有力者は、少なからずこの恩恵に浴していたはずだ。それが周辺地域を巻き込みつかけになったともいえる。すると大鳳寺と木幡の間に位置する五ヶ庄村が、このまともりからはなぜかすっぽりと抜け落ちていることがいかにも不自然にうつる。

五ヶ庄にももちろん優良な茶園が存在する。なにしろ宇治茶業発祥の地とされる駒蹄影園や、ともかくも煎茶で有名な黄檗山万福寺がそこにある。だからこの場合、あえてここを除外する理由、構成メンバーには馴染まないとする事情があったと考えざるを得ない。すつきりとした証拠は提示できないのだが、五ヶ庄と江戸の茶商とくに山本嘉兵衛は密接な関係があったのは事実である。それがすでにこの時期には整備されていて、たとえば原則として山本が独占的に仕入をするといった状況が一部にはあったように思えて仕方がない。近接する村々とはすでに異なるネットワークのなかで、半ば公認されたグレーゾーンでもって宇治茶の生産、流通、販売が五ヶ庄を中心に展開されていたと推測せざるをえないのである。

とすると、やや飛躍した言い様に受け取られるかもしれない

いが、永谷宗円の青製煎茶の創生伝承は、こうした土壌を背景に成立したものと考えた方がよさそうに思われる。つまり永谷がいて新しい煎茶が生み出されたのではなくて、多様な煎茶産地のなかで、永谷に突出して名乗りを上げさせる結果、ストーリーになったということである。もちろん意図的に、そしてかなり年月を経てからの知恵者の作為と位置づけられるように思う。

八 「宇治一統の救い」

元文二年の申し合わせから二一年を経た宝暦八年（一七五八）八月、御物・御袋・御通茶師と宇治郷の名主・百姓惣代が訴えを起こした争論に裁定が下されたという。表題はたしかに「宇治茶師出入御裁許書之写」（辻宗二家文書）とあるが、ただ前後の関連文書は一切なく、またこれがどの機関の判断なのか、普通に考えれば京都町奉行なのだろうということになるが、その作成主体を明らかにしない。以前から知られた内容なのだが、実はまずもってここが気になるところである。

訴えの趣はおおよそ次のようである。御用茶師が困窮しているにもかかわらず、宇治近在の「九か村」では「上茶」の作り方を見習って、茶園に覆いをし、製品を宇治茶と称し、初昔、後昔といった茶銘までつけ、また名字を名乗って小売店に販売している者もいる。これでは御用茶師三仲間を経営が立ちゆきがたくなるので、まず覆下園を禁止し、茶の販売店には宇治茶師から宇治を通して売り渡すようにし、さら

各村の茶園面積を確認し、宇治郷が茶を引き取る場合の「歩引」すなわちマージンも増額したいと言う。茶が宇治の間屋に納入される場合、何割か量目を増やすことが慣習としてあったと思われる。さらに、この上に売渡代金からも一五パーセントを割り引きたいという。そして最後は決まり文句で、將軍家への「御物御壺」以前に茶が出回ることがないようにし、茶園と製品の管理に万全を尽くしたいとして、これを「宇治一統の救い」のために仰せ付けたいのだきたいとする。

宇治郷が茶のマーケットを独占しようとする強引な要求である。はつきりと御用茶師三仲間は困窮していると自らが述べていることや、そもそもこの「宇治一統」とは何なのか。なんとも不可解である。

九 三か村からの反論

三仲間と宇治郷から見ると、造反行為を犯しているのは近在「九か村」のほずである。でもそれが具体的にどの村々なのか明かされないまま、この訴えに対して大鳳寺村と木幡村、そして槇島村の三か村が返答に応じたという。なぜ三か村だけなのか、ここもまたしっくりこないのだが、元文二年のときの組み合わせと相似形の関係である。まず茶園に覆いがかかる件について、宇治郷があたかも近年に普及したように言うことを否定し、「先年より上茶所持致し、茶園に霜覆い仕り候」とあっさり言っている。禁裏や大名への出入りも旧来からのことで、覆下園を差し止められては取引先に迷惑がかかるし、経営難にも陥ってしまう。初昔、後昔などの茶銘

も「宇治の茶銘の様」に申し立てるが、茶を詰めた袋に詰主を明記し、印を押すので、紛らわしいことはない。名字帯刀については役所へ届出をしている者ばかりで、これらの者が宇治に茶を卸すこともしていない。宇治は茶の引取のマージンを値上げするというが、これは「地売」の百姓茶師と問屋の間に関わることであって、そもそも宇治に茶を売り渡していない平茶師には関係のない話だとする。茶の生産量や面積の取調についても年貢を納める各領主への差し障りもあって、なることではない。茶の小売店での販売については、大鳳寺村の山上善太夫が茶店二軒を営む江戸店持商人として活動している事実があり、もしこれを差し止められると山上の家業が成り立たなくなってしまうとする。三か村は、すべてこれまで通りの判断を望んだ。

郷外の有力茶業家を「平茶師」、製茶をよくする農民を「百姓茶師」と称することも興味深い。宇治郷の出訴に対して三か村は真つ向から争う姿勢を示したというのである。

一〇 平茶師の言い分を認めた裁許

裁定の内容を確認しておく。まず三茶師仲間が覆下茶園の禁止を求めたことについて、新規の増設は禁じたものの「上茶園にはすべて霜覆い掛けず候ては、上茶出来致さず」とした平茶師の主張を通した。初昔、後昔の茶銘については幕府茶頭にまで調査し、三仲間による限定独占使用を許可するだけの根拠が見あたらないとして、これまで通りの通用を認め

た。名字帯刀は正式に届けがあり、認可済みの大鳳寺村の竹村常味、木幡村の松尾幸助・同忠助、槇島村の辻宗二のみに限るとして、他の者の使用をとどめた。各方面への茶の売り出しを禁止することについては、これが平茶師によるものではないことを認めた。大鳳寺村の山上善太夫に関しては、これを容認し、既得権を保障した。ただ新規の参入は認められないとした。「歩引」の願いについては三仲間から途中で取り下げられた。そもそもこれは平茶師に関わることでないし、また百姓茶師が問屋へ茶を売り捌くことも無関係で対象外とされた。茶の生産量を確認したいとする要求についても、差し障りがあるとすると平茶師の意見が認められた。近在の茶の生産量にまで調査を拡大することも、茶園の様子や取れ高を見定める領主の権限とも重なり、不都合があるという平茶師の言い分が通り、これも三仲間側の訴えが新規の事として退けられた。最後の「御用御壺」の茶詰に先立って新茶が売り出されているという指摘も、平茶師に調査したところ、そういう事実はないとした。そしてもしそうした事実が発覚したらその者を訴え出るようにと命じられた。

訴訟に打って出た御用茶師仲間と宇治郷の主張が悉く退けられているので、事実上の敗訴、完敗である。逆に平茶師の言い分がほぼすべて認められ、百姓茶師つまり茶農家の取引もこれまで通りだし、極端な言い方をすれば、山上さえ通せば、またそのような名目にすれば茶の販売は自由に許可されるという理屈にもなりかねない内容である。

おそらく現状の生産、流通の状況を追認したある意味画期的な判断ともいえるはずで、宇治郷側の猛反発は必至となり

そんなものだが、その形跡はまったくない。このあたりもあまりに一方的で不自然である。でも、ひよっとしてこれが拡張した茶所「宇治一統の救い」となるとしたらどうだろう。ここに登場する村々は実は元文二年のときとほぼ変わっていない。彼らの成長したままとりの姿がここに反映されているといった見方が適切なのかもしれない。でも、この場合もまた首謀者、仕掛人が見えてこない。ここもまた前回と同じである。

証明が困難なことはわかっているが、この裁許については、一部の茶師たちなどと行政の関係者が結託して、はじめから仕組まれて成立したものだ。可能性も捨てきれないし、ここまでいろいろと根回しをしながらたどり着いたけれども、はつきりと公表するには至らなかったということだ。うると思う。

ただ、こうした痕跡がくつきりと遺されてしまうのは、宇治茶業の相当な「混乱」、いや前進的な展開がすでにあり、それがまた全体に利益のあることという認識があったからだと考えておきたい。

一 煎茶の時代へ

「上茶園にはすべて霜覆い掛けず候ては、上茶出来致さず」とはまさに名言である。宇治茶の場合、歴史的な始まりはすでに最上級の碾茶だった。これこそが宇治茶を代表する茶であって、この碾茶、いやもう少し厳密に言うとな濃茶と薄茶以外のお茶を一まとめに煎茶として区別することを常として

して毎年定量を必ず受け入れてもらえらるしつかりした売り払い先が保障されていなければならず、また確実な流通のシステムをも必要とした。すでに宇治も当然のこと茶産地としてはもちろん、集散地として複雑な機能と構造をもっている、大消費地としての江戸に対してすでに具体的な行動が起こされてきた。その中心に大鳳寺村の茶師がいた。そのリーダーが宮林有斎であることは明らかだが、彼は御通茶師に属しているの、その次を担っているような山上善太夫の存在が正面に出てこざるをえなかったのだと思われる。ちなみに、この山上の江戸店を売り弘め所として販路を広げた一人が宇治田原の永谷氏のようにである（「古今嘉木歴覽」）。

いっぽう京都では、売茶翁の号を用いて、市中の景勝の地を選んで、茶亭を営む老人が唐突にあらわれる。鶴壺衣（かくしようにい）と言われるガウンのような衣装をまとい、煎茶道具を担って斜め後ろを振り返るような姿を描く絵画がよく知られる。そんな風貌とは裏腹に「安い茶が売れない」といったふうに訳せる内容のフレーズをしばしば詩に織り込んだ。こんなアンバランスな状況も煎茶が都市の生活に溶け込んでいった様子を語る一つのエピソードに違いないが、彼の人となりや生き方は、当時の茶の販売の情景とはあまりに落差が大きすぎる。事はそう単純に合わせ語れないとして距離を置くべきことと考える。

売茶翁が宇治田原の永谷宗円のもとを訪ね、その茶を賞賛したとする逸話はあまりにも軽く薄い。彼を煎茶の普及に結び付けたり、煎茶道の魁のように評して安直に扱ったりする

きた。われわれが目にする歴史資料の多くがそのように語っている。そこで煎茶としてまっさきに挙げられるのが、碾茶の規格外の製品つまり軸や葉脈、そして白にかからない硬質な葉の部分である。濃茶・薄茶の需要が高まれば、おのずと濃茶・薄茶から派生した煎茶も世に出る機会が多くなり、人氣を博することになる。が、とはいえそれは相当高価である。濃茶・薄茶の代価に即応した値が付けられるからだ。いっぽう覆いをしない露天園で生育した茶葉を蒸して、焙炉の上で乾燥させる製茶法も早くから普及していた。この方が経費もかからないし、安価で消費者には比較的受け入れられやすい商品、「宇治煎茶」として普及する。すでに、延宝七年（一六七九）の段階で、大坂の煎茶問屋は一三軒、茶の仕入先は伊賀・丹波・宇治田原・下市（大和）・日向と記される（「難波雀」）。それが十八世紀の初頭には、問屋は六四軒と激増し、さらに土佐・伊予・肥後といった遠隔地からの入荷も盛んになっていった（『大阪府茶業史』）。

元禄期の江戸で販売される煎茶は、駿州・信州・甲州・総州・野州・奥州の産が主であったという（「本朝食鑑」）。これによって東国における茶産地の広がりもうかがえ、ほぼ江戸中期には茶業が全国的な展開をみせていたことを知る。数寄者のなかには、さつそく品比べをして楽しむものがあらわれる。

茶は、換金能力の高い、値動きの高下が比較的少ない商品作物であるが、あくまでも買手市場の原則が貫かれていて、茶業を大々的に、かつ安定した経営とするには、その前提と

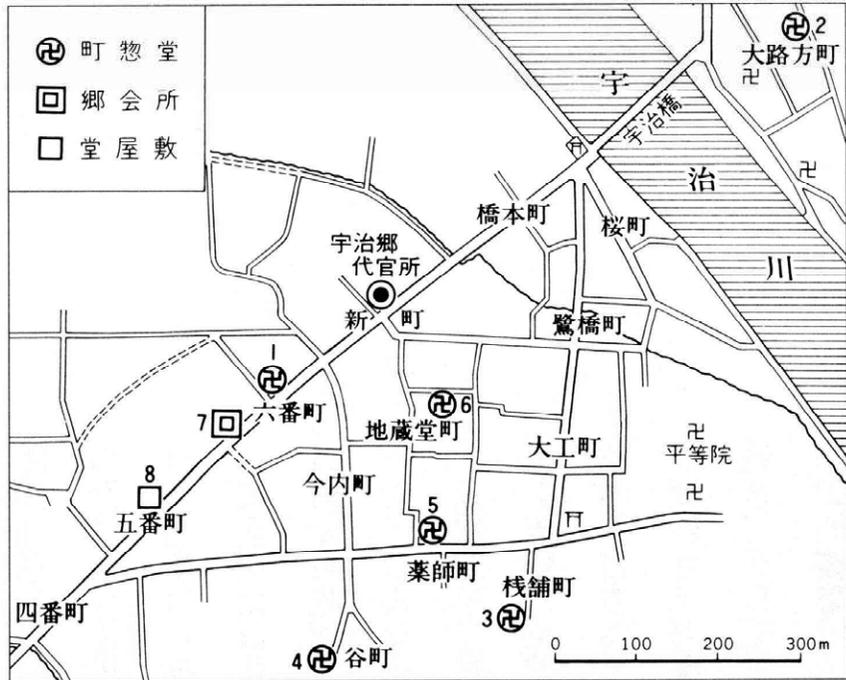
のは、そのための言い回しや意見などが求められる場であればある種仕方ないが、なるべくそこは避けて通りたいというのが正直なところである。

揺れる宇治郷

一 残りの少ない宇治郷留日記

表紙に大きく「留日記」と年紀、裏表紙に「宇治郷会所」と墨書することからその名がある。宝暦七年（一七五七）の冊子をもっとも古く、次は文化二年（一八一五）九月から同一四年六月までを収める一冊、また少し空いて文政七年（一八二四）がある。文政のそれ以降と天保年間は無で、次に弘化二年（一八四五）、四年、あとは嘉永五年（一八五二）、七年、万延二年（一八六一）、文久二年（一八六二）、三年、元治二年（一八六五）、慶応二年（一八六六）の各冊があり、明治に入る。明治四年（一八七一）の表紙は「留日記」と同じだが、同八年の表紙はたんに「日記」、九年には「日記」に「久世郡地租改正二付納取締所」と付記される。この記録を書き継いだ郷会所の機能も、どうもこのあたりで終焉を迎えたことがわかる。なお、文化一二年の原物は不明だが、市史編纂時の写真版で内容が確認できる。

宇治郷の自治活動の拠点である郷会所では、年貢の徴収、河川や道路、山間部における公共工事に関わる行政事務の下請け作業を中心に多くの文書が作成されたはずだ。これらは基本的には当事者間で取り交わされる類のものがほとんど



郷会所と宇治の町々 (『宇治市史3』より)

寄や惣代の職はとくに任期や定数はなくて、適宜状況に応じ
て配置・交代したようだ。



宇治郷で作成された留日記と日記

で、一定期間が過ぎると破棄されてしまう。ただ、業務記録
としてそれらの一部や経緯が書き留められて、簿冊として残
ることがある。留日記はまさにそうした類に属する。

年代もとびとびに、大方二百年くらいの期間にたった十冊
ほど、抜けの大きいばらついた残り方をした史料群だが、と
くに江戸期のものについてその年代を分けると、まず十八世
紀半ばと十九世紀前半の計三冊は上林代官復活の前後、弘化
年間(一八四四〜八)の二冊はその後、宇治郷が京都代官の
小堀氏所管となった時期、残りは信楽の多羅尾氏によって管
轄された時期のものであるということになる。読み比べていくと、
立場と背景の異なる行政担当者や宇治郷のそれぞれの時代の
住民代表との交渉・やり取り、ここに思いのほかいろんな、
また微妙な絡みがあることがみえてくる。
いくつかの簿冊には「旧民政制度調査資料」の調査票を貼
りつけ、久世郡番号、所有者、資料名を記すものがある。ち
なみに、残存する状況を記録する意味で集合写真を撮影した
ところ、あらためて気づくのは表題の「留日記」の多くが同
一筆であることだ。郷会所の機能停止と同時期に、整理され
装丁がまとめなおされたのだろうか。

一三 宇治郷の自治組織と御用茶師

江戸時代の宇治の中心地(現宇治市宇治)は宇治郷と呼ば
れた。宇治郷の自治組織の代表者はなぜか関東風の名主とい
う言い方をして、その下に複数の年寄と高持惣代(百姓惣代)
が連なる構成をとった。名主は一の坂(坂井戸町)の山崎家
が務めることが多かったが、ある時期からその職が無くなる。
ある時期というのは、後で述べるように古方・新方に二分さ
れていた宇治郷の執行部が一本化された段階からである。年

また宇治郷には、通りを挟んで向かい合う数件から数十軒
の家々が地縁組織としての町を形成し、それぞれに町名を冠
し、町年寄と月行事を置いた。町数は神明の上下の二か町と
羽拍子を含めるとおよそ三〇。時代によって増減があるが、
世帯数は六百から七百、人口はざっと三千人を数えた。町で
は個別に会所を営み、また郷全体では集落のほぼ中心、新町
通りに面してあった郷会所でもって、住民の出入から税務、
また河川管理の末端事務に至るまで繁多な業務が分担して処
理された。

茶所宇治には、地理的にも生業面でも、また文化的にも他
の地域には無い独特な特徴がある。上流階級と茶を介して交
流のあった宇治茶師とくに御用茶師という立場の人たちであ
る。彼らを実際立させることが通史を語る上でも、また茶業の
展開を跡付ける際にも行われて、宇治の歴史の一つの特徴と
しても受け入れられてきた経緯がある。でも、宇治郷留日記
には、そんな彼らの姿を見ることはほとんどない。

上林六郎・竹庵の両家は郷内に住む下級武家として、また
ときに彼らは行政官の立場で郷内の百姓と真正面から向き合
う。そしてまた、住民にしてみれば正直なところ頼みとした
い存在である。いっぽう、御用茶師たちはというと、一貫し
て「自分たちは百姓身分ではない」という主張を繰り返して、
ともにそこに住みながらも郷民と肩を並べて自治活動に参画
することはなかった。記録の上にもそれがあらわれている。

一四 上林代官の復活、そしてまた罷免

上林六郎（門太郎）と竹庵（又兵衛）の両家は武士身分と正式に認められていた。寛保三年（一七四三）に七代竹庵政武が代官の職を解かれてからも、両家は代官格、御茶頭といった肩書と立場でその後も宇治に住み続けた。宝暦六年（一七五六）に六郎家が西詰から新町通りの中心に居を移し、寛政年間（一七八九〜一八〇一）のはじめに岸和田藩岡部家の血筋を汲む六郎家の当主久忠と当時の伏見奉行の養女との縁組が一旦は整った。伏見奉行といえ、大名クラスがその職

につく異例のポストで、六郎家は上林一族や兄弟連合の要でもなく、御用茶師たちとも明確に区別されたが、それでも周囲の期待は自ずと高まったはずだ。寛政八年（一七九六）に宇治郷の減税が認められると、その四年後には久忠が宇治の代官に就任、実に五七年ぶりの代官復職だった。俵永二郎久建へと世襲されるのが文化一二年（一八一五）、久建没後はその弟栄二郎久賢へと引き継がれるが、天保一四年（一八四三）に三代四〇年余りに渡った上林代官はまたま

宇治郷の人口・家数

年次	人口	家数
元禄 3年 (1690)	5,267人	1,176軒
元禄13年 (1700)	4,505人	991軒
正徳 5年 (1715)	4,401人	1,016軒
享保19年 (1734)	4,049人	851軒
延享 1年 (1744)	3,117人	730軒
宝暦 6年 (1756)	2,764人	672軒
文化10年 (1813)	2,088人	497軒
文化13年 (1816)	1,634人	533軒

『宇治市史3』表2「宇治郷の人口と家数」より

江戸時代宇治郷の町名（記載順）

宝暦14年(1764)	文政13年(1830)
五番町	大路方町
森町	四番町
四番町	東町
折居道町	坂井戸町
奥折居町	六番町
坂井戸町	大工町
藪里町	鷺橋町
東町	橋本町
西町	新町
六番町	五番町
新町	今内町
橋本町	薬師町
桜町	大亀町
彼方町	池殿町
馬場町	藪里町
別所町	桜町
塔嶋町	折居道町
常福町	馬場町
鷺橋町	棧敷町
大工町	常福町
棧敷町	羽拍子町
薬師町	神明上之町
大亀町	神明下之町
池殿町	西町
地藏堂町	
今内町	
谷町年	
神明町	
羽拍子町	
宇治郷願状 市史6 205頁より 宇治市役所文書C3	宇治郷定書 市史6 217頁より 上林春松家文書145

た停止となってしまう。幕末、地域の行政運営について中央からの圧力と締め付けが強まる。華やかだった江戸初期の宇治再びと期待する向きもあつたかもしれないが、現実はその甘くはなかつたことになる。

一五 保留される茶師の身分

享和二年（一八〇二）に御用茶師の由緒について調査が命じられた（上林春松家文書四六〜五七）。上林家の代官復帰が直接の契機になつたと思われる。例によって、彼らは京都町奉行の直接の支配を受ける、つまり武家並の存在だと主張する。御用茶師にとつての江戸幕府の直接の窓口は御数寄屋なので、その由緒書の可否に関してはそこを所管する若年寄の判断となる。代官格あるいは御茶頭取の肩書が与えられた上林二家はまだしも、一般の御用茶師もすべておしなべて幕臣というのは、誰が考えても理にかなつたものではない。ただ、この段階ではこれを真つ向から否定するのではなくて、「京都町奉行支配」の文言を肩書として使用することを認めるといふともあやふやな形で話は収められたらしい。

同様の問題が上林代官の再度の解任を間近にした天保一三年（一八四二）にまた持ちあがつた（上林春松家文書一六二〜一七一）。たんに肩書にしてもやはりふさわしくないとして、その取り止めと明確に御茶頭取の上林家の支配に差し替えるようにと命じられた。しかし、相変わらず御物茶師たちは、御茶御用に関しては代官格の両家と「同職」であるとして、頑としてこれに応じようとはしない。同じ内容を言い回

しに少し修正を加えた文書が山ほどのこっている。結局のところ事はまたもうやむやにされたようで、宇治郷の行政はいつたんだ坂代官の築山茂左衛門の引き継ぐところとなる。

一六 宇治茶師の歴史資料 春松家と味卜家

繰り返しになるが、御用茶師は大名や公家と茶を介して交流したことが特徴で宇治に、少し厳密に言う宮林有斎を除いては宇治郷に特有の存在だった。宇治の通史や茶業の展開に関する叙述でも、そんな御用茶師を中心にするものがこれまでよくあつたことははじめにも触れた。質量ともにその代表と言えるのが、上林春松家と上林味卜家に伝えられた史料群である。

春松家は尾張徳川家と阿波蜂須賀家、味卜家は肥後細川家というように関係した大名家とのやりとりを示すものが残る。いっぽうで、それぞれが属する御物仲間をはじめ、茶師仲間全般に関する文書も相当な割合で確認できる。とくにこの両家は江戸時代の中頃以降、断続的に養子縁組を繰り返し親類関係を継続させるが、文書の概要は味卜が資金繰りを中心にした財務部門、春松は仲間全体を統括する総務部的な活動と、やや極端な分け方だが、そんな色分けができるように思う。

峯順（門太郎・六郎）・又兵衛（竹庵）の両代官家が御茶頭取となり明確に御物茶師の列を離れたことで、それに次ぐ位置にあるいわばもう一つの両上林家といった役割を、味卜・春松がそれを内外に向けて担ったという見方もできる。

一七 宇治茶師の歴史資料 製茶図と「宇治記」

上林六郎家の代官復帰は少なくとも宇治郷には朗報、待ちにまった日がやってきたという思いで迎え入れられたはずだ。もっとも期待を募らせたのは御用茶師の面々で、彼らは下級の幕臣である両家が経済的にはきわめて苦しい状況にあることを知りながらも、気持ちの上ではそれに率いられているという安心感が強みだったろうし、茶師仲間と同じ上林姓を名乗る味卜家と春松家に寄せた思いがそれに重なったに違いない。

文化五年（一八〇八）と同十年、代官復活後しばらくして伝統的な碾茶生産の製茶風景を描く絵画いわゆる「古代製茶図」（宇治上林記念館蔵）と、京都町奉行からの求めに応じて作成された「宇治記」と題する記録が成立する（上林春松家文書九四、翻刻は『収蔵資料調査報告書九』所収）。製茶図はいかに碾茶が丹念に手間暇かけて作られるのか、その工程を追って視覚的に示したものである。後者は宇治茶師が務めた將軍家御用の部分に多くを割く、御用茶師の立ち位置からまとめられた特殊な宇治郷の概要書で、ともに春松家に残った。自分たちの存在価値を明確にさせる目的、もっと言えば御茶師復権の目論見をその背後に読み取ってもあながち間違ではないと思う。

一八 御控茶師の成立

文化一二年（一八一五）正月、復活上林代官が二代目の永二郎久建に代替わりすると同時に、宇治茶師の要求で近在の

茶作人等の調査と「取締」が代官の主導で実施された（古今嘉木歴覧・宮林有齋家文書）。茶作人の名前と諸国に茶を出荷している場合はその由緒、挽茶を生産している面積を提出すること、茶店などを営み直販している場合はすぐに停止することが求められた。

真つ先に茶師仲間に対して服従する意向を表明したのが大鳳寺村の茶業家たちだった。御用茶師は彼らを平茶師と呼び、自分たちよりも一段低位な位置づけとするが、彼らはすでに江戸の茶商にも出入りして活動しており、独立して自力で茶業・茶商の経営を成立させていた。

八月には御控茶師の称を与えられ、御用茶師三仲間のもとに組織される。大鳳寺村の有力茶業家は、これまでの独自路線に加えて、「控」とはいえこれでも表向きにも御用茶師公認となり、また御用茶師にしても形式的には彼らに従えることになるので面目を保つことができるという、お互いに益のある関係が構築されたことになる。ちなみに、このとき御控茶師の一員に加えられたなかに木幡村の松尾氏もいる。元文二年にはじめてその姿を現し、宝暦八年の「裁許」にも登場した面々がまたぞろここでその主力メンバーとして顔を揃えたことになる。御用茶師を含んだ広い意味での近世宇治茶業界の一つの到達点がここにあったとしてよいと思う。形の上では代官そして御用茶師を前面に押し出してはいるが、力関係はとつくに逆転していたはずだ。

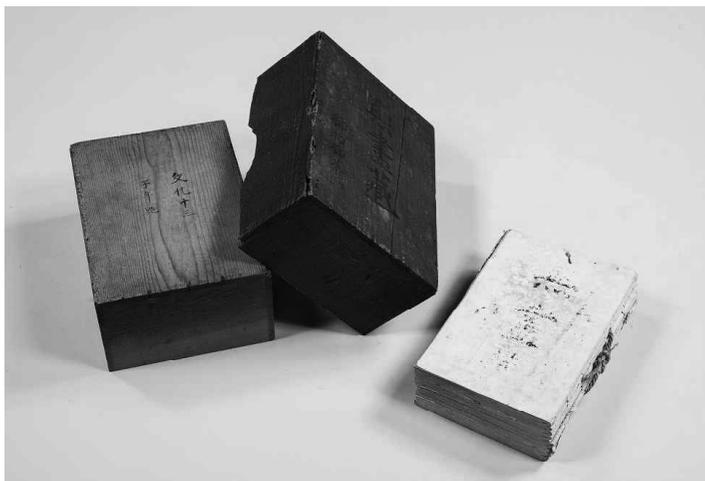
を漂わせる。

一九 神明の茶作人

文化一二年（一八一五）のいわば茶業実態調査によって、産地は南山城全域から近江まで、その数「百九か村」という結果が出た（宮林有齋家文書）。「取締」は宇治田原でも確認でき、これと前後して江戸の山本嘉兵衛名義の茶園の存在が表ざたになり、また永谷と大鳳寺の茶師との関係も紛糾していることが明らかになる（「古今嘉木歴覧」）。宇治で茶業関係者の新たなまとまりが形成された、あるいはされようとする過程に起きたことであり、ここも何がしかの関りがあつたとみるべきだろう。

宇治田原では大きな影響を与えた調査だったが、茶産地のリストに宇治郷のおひざ元の神明が抜け落ち、しかもそこでは新茶を売りさばく時期が御用茶壺の送り出しに先行する違反行為が平然と行われているとして、翌年の夏に御用茶師から訴訟も辞さない構えが示されたという（留日記）。

神明は宇治郷の南西端に位置し、宇治郷に含まれることもあれば、独立して扱われることもある地域で、集落は街道に沿って上之町が北側だけ、下之町は両側に家並みがつづいた。そんな神明の茶作人の代表は太郎兵衛と平右衛門の二人、御用茶師に詫びを入れることになるのだが、煎茶を新しく作り始めたばかりなのでつきり対象外と理解していたと、したたかと言うか、その言い様から受ける印象は何とも軽く、平謝りの感や反省の色は微塵もない。仲介した名主の与十郎が大げさにならずに穏便に済んだことをわざわざ付記するが、それがこれまたいかにもその場を繕っただけといった雰囲気



上林春松家文書「無尽蔵」

二〇 専用の木箱に入れられた簿冊「無尽蔵」

宇治茶師の古文書として、もっともよく知られる上林春松家文書のなかに、専用の木箱に収められた文書がある。箱の大きさは横が二〇センチメートル余り、縦が約三〇センチメートル、深さ（高さ）は一・二センチメートルくらい。中の簿冊はそれよりも一回り小さくて、厚さは七センチメートルほ

ど。蓋の上面に「無尽蔵 御物 茶師仲間」、下の箱の底、外面に「文化一三年子年造」と墨書される。文化十年代（一八一三〜八）というと、宇治郷で宇治茶師のさかんな行動がみられ、そこで春松家が少なからず主導的な役割を担ったことなどを考え合わせると、自

ずとこの文書の特異性がみえてくる。御控茶師の成立によって再編強化された茶師仲間の新体制のもと、そこから御物仲間としていわば公式の記録を書き継いでいこうとした、そんな形跡と思いが見て取れる。といつてもそういった印象をうかがわせるのは、文政四年（一八二一）に引退した八代目春松一代限りで、その後の記載は当初の目的とは違った書き様になり、幕末まで断続的に記事を載せる。

簿冊の表紙にも「無尽蔵」と箱の上面と同様の書体で書かれていたようだが、かすれてほとんど判読できない。「無尽蔵」の語は毎年力強く青々とした新芽を発する優良な茶樹を連想させるが、表面の文字だけではどこかの段階で故意に削り取られたのかもしれない。

二一 江戸の茶商に出入りする大鳳寺村の茶師

江戸、両国は菓研堀不動堂前に本店を置く茶舗、井筒屋利助の文化一四年（一八一七）の引き札が残る（『宇治茶一トツブランドの成立と展開』一五頁）。年紀を明記するものでもっとも古く、当時の江戸の茶の販売店での品ぞろえを明らかにしてくれる。引札の本紙にもさることながら、下に添付される別刷りも目を引く。これにはいつとは記されないが、本紙と同じあるいはそう遠くない前後の時期と判断できる。上の表の定番の銘柄とは違う「つゝ井筒」「両国山」そして「宇治川」「神明山」といった茶銘でもって、同店をいつそう引き立てるとともに、いかにも宇治という印象を前面に出している。新銘柄の提供者で「宇治住」と肩書される森江、山上、梅林、宮林は、宇治といつても大鳳寺村の有力

者たちである。前年の文化一三年にはそろって御控茶師として宇治の御用茶師の系列に組み込まれたが（「無尽蔵」）、江戸の中心部の大店にすでに堂々と顔をそろえてみせる。流通・販売経路への進出は相当な実績が積み重ねられていたと判断できる。

宇治田原の永谷もまずはこの大鳳寺の茶師を足がかりに江戸進出を果たし、その後には日本橋の山本嘉兵衛との直接的な関係で成功を収めたのではないか。「古今嘉木歴覧」を読みなおしてそう思うようになった。

二二 上林春松家の茶師仲間記録

上林春松家八代秀政、その父は六代上林味卜の弟である。寛政四年（一七九二）に家業を相続し、はじめは秀易と称したようだ。文化六年（一八〇九）と翌年の「仲ケ間用記録」上林春松家文書六六、七二、同九年「御物中記録」（同八二）、一一年は「仲ケ間用控帳」（同九五）、そして「無尽蔵」と同年の一三年は「年行事帳」（同一〇六）と「年行事控留」（同〇九）の二冊、一四、一五年にも「仲ケ間用控」（同一一五、一一六）と題した簿冊が残る。彼の代に御用茶師仲間としての公式記録がまとまっている。当時、従兄弟や又従兄弟といった関係にあった味卜家の当主の周辺とともに、御用茶師はもちろん御用茶師仲間をリードする立場にあった、そんな事実が記録の高密度な残り具合からもうかがえる。

上林代官の復活期、兄弟連合の面影をとどめた春松・味卜の両家はやはり他の御用茶師からは一目置かれる存在だっ

た。また、御用茶師の基本的な性格として徹底した記録主義が貫かれたこともわかる。内部にさまざまな問題と矛盾を抱えながらも仲間としてのまとまりを維持するために、これだけの文書事務をこなすことが、とりわけこの両家には自ずと要求されたのだろう。

代官の六郎家、御茶頭取の竹庵、そして御物茶師の味卜・春松、これらの上林家に財政健全化に向けた淡い期待を寄せた人びとも少なくなかったように思われる。

二三 素仲株入一件

素仲あるいは素人と書いて、宇治では「すあい」と読ませた。金融業を兼ねた特定の茶の仲買人を宇治ではこう呼び習わした。文政七年（一八二四）四月、「無尽蔵」に唐突に「素仲株入一件」の表題と記事があらわれる。

宇治郷東町の丸屋源兵衛から素仲への株入、その権利を得たいと三仲間に願いが出され、それを許可した経緯が記される。起請文を書式どおりに整えて、三仲間の代表者立会いのもと星野宗以宅で血判を押させた。親類縁者からの請け合い証文も取り、またその足で両上林へも同行させあいさつを終え、その後御控茶師にも廻状を出すようにしたという。

これに続けて、上田伝兵衛、駒井半右衛門、そして入江惣介という既存の素仲と、酒多、長茶、片岡の御用茶師との折り合いが悪くて、源兵衛を素仲にとの要望がこの三家から寄せられての決定なのだという裏事情が包み隠さず語られる。

上田、駒井、入江の三人は、結果的には御用茶師の凋落を

尻目にのし上がり、茶の実際の流通に関して幅を効かせていった強力な新興勢力だが、彼らも形式的には各々が御用茶師に従属するかたちをとった。御用茶師に組織されるという建前をとる方が、その活動の自由さを広げるとともに、いわば公許されたかのような存在感を放つことができ、利点が大きかったと思われる。

二四 上郷と下郷

宇治の西部の大池（巨椋池）は淀川の遊水機能を果たしていた。江戸時代、宇治川を襲う洪水は規模を増すばかりで、大規模で本格的な復旧事業も望めなかった。すると大池周辺の高低差のある地域では、利害の対立と悪循環が常態化していく。その構図は上郷の宇治郷・伊勢田・安田・小倉・槇島の五か村と、大池の南西部、宇治川下流域の御牧郷と佐山郷を合わせた下郷と称した村々の大きく二つに分かれる。

大池から宇治川に通水する部分の石堰を高くすることによって、水量の調節ができる下郷では浸水被害はまぬがれても、上郷は川床が上昇しているから逆流による増水によってたちまち被害が生じることが目に見えている。宝暦六年（一七五六）の大洪水以来、そんな正反対の状況が明白となり、享和二年（一八〇二）の洪水による大打撃でより顕著になり、文化八年（一八一）の大池の漁場争論でも連動して争論が再燃した。

北川顔村（久御山町）の石堰の高さを下げ、水行きをよくするために川床を掘り下げ、毎年四月上旬に川浚えを行い、

変化があれば双方が相談することなど村々の合意が成立するのは文政七年（一八二四）のこと。明治初年に木津川の付け替え工事を目の当たりにした住民たちは、近代の大規模な河川土木事業に大きな期待をかけたに違いない。

二五 小前同列での連印はお断り

文政七年（一八二四）、大池周辺の洪水調節をめぐる地域の協力関係があらためて構築された。宇治郷こそって周辺の村々とも連携してとなると、関係の提出文書には郷内の構成員すべての署名を求めるとはごく当然、御茶師たちも例外ではないと、宗門人別改帳と同様、連印に加えられた。でもこれが後日、大問題になる。小前すなわち一般の百姓と同列での扱いとなるので、それはいけない、かつてないことだとして、それをまず取り消すことになる（『無尽蔵』）。でもその取消の手続きと運び方が御茶師に配慮を欠くとしてクレームが出され、郷役人は「粗忽不行届」と頭を下げながら、他の村への対面もあつてと言いつつも交えながらもかく詫言を入れ、なおかつこれに要した諸費用の分担には応じないとする御茶師に対しては、そうした場合には事前に相談をかけるとし、不払いの要求を柔らかく受け流した。またこれまでも郷役がともすれば専断してきたことがあるとして、新規の事柄については本来ずつとそうしてきたように前もって御茶師にお声がけをする、判断を仰ぐといった慣習に立ち戻って、今後は処置していくことをお誓い致します、そういった内容のいわば念書が郷役人から茶師の代表に提出されている。御

二七 天保年間の宇治郷 その一・割れる郷役人

天保年間（一八三〇～四四）、宇治郷の住民自治は引き続き混乱していた。なかでも自治組織の中心となる郷会所の機能がマヒしていたことが知られる。異常事態だった。

租税負担はもちろんだ例・臨時の夫役も村単位に負荷され、一定以上の土地や財産をもつ村人が事実上その多くを担わざるをえなかった。村に、また有力者にも過重な負担としてのしかかり、団体や個人として借財を重ねることが常態化する、それは近世村落の宿命でもあった。宇治郷も例外ではなく、宇治川に関わる公共事業関連、とりわけ水害が頻発したので災害復旧にもかなりの費用負担が生じたはずだ。

こうした局面を、御用茶師が中心となって打開しようと目論んだことがあつたが、でもその結果は惨憺たるもので、郷役人は務めを放棄し、みな退職を願い出るといふ事態に陥つたという。地域からは代官所主導の郷運営を期待する声がある始末となってしまう。そんな事実を伝える文書に古役・新役あるいは古方・新方というこれまでにない郷役人の区別があらわれる。詳しい経緯と具体的な様子はわからないが、郷の役人体制は新旧を並立させて運営されるという状態に陥つたようだ。

二八 天保年間の宇治郷 その二・「黙売」禁止

宇治郷の混乱の原因には、天下の茶どころ宇治ならではの根の深い、入り組んだ問題が横たわっていた。

茶師は彼らなりの立場でその言い分を貫き、いつぼうの郷役人はそうした御茶師の体質を熟知している。もちろん快くは思っていないかと思われるが、それなりの対応で済ませておくことを通例としていたはずだ。

二六 文政一三年の「郷中堅書」

宇治郷の自治に御用茶師が関与を試みた事例に、文政一三年（一八三〇）の「郷中堅書」（上林春松家文書一四五）がある。納税や諸負担の滞納によって郷内が財政的に混乱状態にある際、その解決を図るべく御用茶師が乗り出してきたところに特徴がある。借財の弁済方法や役人の体制と任期、諸々の会計には茶師が立ち会うことなどを細かく規定し、それらを遵守することで安定した郷運営が保証されるという。

文書の終わりには茶師三仲間の代表者につづいて郷役人の名主・年寄、高持惣代、町年寄が連印する。ただ一部の町年寄の印が黒く塗りつぶされているのが怪しく映る。御茶師の代表が一般の百姓といつしよに印を押しているのは、町年寄がそれに従わないような態度を取るのを許せない行為だったはずだ。茶師のもとに郷内が一致団結をという体裁なのだが、実はこれまでに茶師を前面にした地域運営に関わる動きは確認できない。ただ例外としては、江戸時代の前期、キリシタン禁令の触書に茶師や町の代表者がこぞって連印した、その文書のイメージが思い浮かぶ（『宇治市史六』一八〇頁）。「堅書」に示された内容はやはり実現味を欠くものばかりで、絵に描いた餅に終わってしまう。

製茶業はもちろんだ、茶を取り扱うさまざまな営業活動に多

くの住民がそれぞれの立場と力量でもって経営形態を成立させていた。御用茶師は何もかも自分たちに従うべきであるから、茶師の業態を犯すものは糾弾しようとする。彼らは実際には生産や流通に携わる人びとにその多くをゆだねているのだが、表向きには御茶師としての立場をとことん貫いた物言いをする。とくに挽茶つまり碾茶については自分たちが独占的に扱うものだという認識があるので、御茶師以外が携わるそれはみな、彼らなりの言い方では「黙売」つまり無断、無許可販売となる。また百姓が苗字を名乗り、茶商を兼業し、御茶師と似たような茶銘を用いること、これもとうてい許されることではないとして、その前段に何があつたかはわからないが、個人名と問題行動、取得した証拠品を書き上げて訴訟にまで及ぼうとしたことがあつた（上林春松家文書三五八）。天保七年（一八三六）のことである。違反者のなかには名主の与十郎も含まれていた。ちなみに、当時の御物、御袋、御通の各仲間の代表者は上林味卜、佐野道意、喜多立玄である。

二九 裏千家と茶師竹田

天保七年（一八三六）八月、裏千家十一代家元玄々齋精中（一八一〇～七七）が、竹田紹清と隠居紹貞に一通の証文を宛てた。竹田は表裏両家に入入りしていたことが知られる（竹田紹清家文書）。その証文は竹田が自身の代替わり、先代の引退を記念して寄付を納めたことに対する、家元からの

受納証である。家元には先代からの茶代金の滞納があるにも関わらずと記され、これによってそれが不問に帰されることも暗に示される。千家と竹田の関係がいつどのように築かれたのかはよくわからない。ただ、武家茶道が全般に下火になるいっぽうで、都市部を中心に上層の町人や百姓の間で茶道が習い事として浸透しはじめのは確かである。そうした流れと普及の下支えを担ったのもやはり宇治茶師で、その一人あるいは代表が竹田であったとしてよさそうである。

幕末の宇治茶師というと、武家を相手にしての交渉を中心に語られることが多く、ただただひっ迫したという印象が勝っているが、あながちそうではない側面がここで確認できる。寄付額の「銀五十枚余」の「余」が何とも微妙だが、今の金額にすればざっと数十万円ほどになるだろうか。茶業の軸は煎茶へとシフトされているが、高級碾茶の需要も相当あったようだ。

三〇 茶商を兼ねる郷役人 その一

宇治郷の年寄役を務める与三郎は、毎年冬になると名古屋方面に「茶商い」に出かけた。与三郎が帰ってくるまでは名主と他の年寄が協力して業務の遂行に問題の無いようにすることが代官に届け出られた（「留日記」）。日付は弘化二年（一八四五）九月二十七日。十月初めから出かける模様で、そこに書かれてはいないが、遅くとも年内には帰宇する、そんな暗黙の了解があるように思われる。毎年というのに、この年の証文の写だけが残っている理由はわからない。ただ、こうし

て衝突を繰り返していた。実はこの升半、東宇治の木幡に出先機関を設けていて、有力な茶商松尾嘉兵衛と通じていたことがわかっている。つまり宇治茶を仕入れる直通のルートを確認していた。

そんなところに毎年、これまた宇治の看板を引っ提げて「百姓」が通っていたというのだから驚きである。「茶の本場、宇治郷で年寄役を相勤めます与三郎と申します」といった口上を前面に、おそらく茶商としての屋号も掲げて、どこかに拠点を構えて注文を取りつけ、当然固定客もあり、またそんな与三郎を陰で支えるメンバーが宇治郷で待つ、とまあいろいろと想像は広がる。

古方と新方

三二 変則的な自治機構

宇治郷では幕末の一時期、古役・新役、あるいは古方・新方とよばれる新旧二系統の執行部が併存した。古新の語が示すように、旧来からの高持の役人を構成メンバーとする方が古方である。それに対して当時頭角を現してきた、現役の村役と事実上肩を並べる、あるいはそれ以上の勢いをもつ特定の住人によって別な役人の体制が作られた。その具体的な経緯は不明で、その関係性は真つ向から対立するというのではなく、むしろ相互補完的であったものと思われる。よく言えばオール宇治的な組織運営とする、そんな願いと期待が込められていたようにも思う。

て茶の販売業あるいは仲介業を兼ねた郷民が少なくなかったことは確かである。

お茶の流通・販売のシステムは江戸時代からほとんど制約らしいものはない。そのため幅広く多様な仲介・中間の形態を発生させたことも一つの特徴である。生産者、問屋、仲買、小売店舗、それぞれの間で茶を融通させて利ざやを稼ぐ業態、いずれからも手数料を受け取るおいしいところ取りのイメージから油揚げをさらっていく鳶が連想され、やや揶揄する意味を込めてトンビあるいは茶トンビの俗称が、そうした職種全体をも象徴する通名になった。与三郎も広い意味でのトンビに属すが、といってもお茶の袋をいっぱい入れた風呂敷包をからげて、その持ち分を売り切ってそくさと宇治に帰ってきたとは考えにくく、簡易な出先機関がとどころにあつたように思える。

三一 茶商を兼ねる郷役人 その二

与三郎の出張先、名古屋は尾張徳川家の城下町である。ここで御用つまり尾張徳川家からの茶の注文を承る宇治茶師は、上林春松と尾崎坊有庵の二家と決まっていた。通常両家は発注分を合理的に振り分けたが、優先権や受注量をめぐって争うこともあつた。また当地は東海地方の大都市、茶の消費地で、需要の桁外れの多さもさることながら高級品のニーズにも期待できる。こうした場合、宇治茶師はきまつて城下での茶の独占的な販売権を主張する。名古屋の地元では升半という業者が幅を効かせていて、すでに販売の利権をめぐつ

始まりは復活した上林代官が二代目から三代目へと移行する時期あたりのようだが、行政の所管が上林を離れ、京都代官小堀氏の管掌下に置かれてからも、つまり一八三〇年代からおよそ二〇年間にわたって、このような変則的な自治機構が成立していたことが断片的に確認できる。

三三 正式な申請は古方から

天保一四年（一八四三）に京都代官に就任した小堀勝太郎正明は、その翌年から宇治郷も預かることになった。小堀氏と上林氏は代々世襲という点は共通するものの、京都代官の職掌は広域に及ぶ年貢収納のほか村落への財政支援など幅広く、前者が圧倒的に上位である。地域によって異なる錯綜した状況に精通しており、宇治郷の混乱もたぶん兼任前から熟知しており、新旧の村役が併存する異常事態からの脱却も急務と認識されていたに違いない。

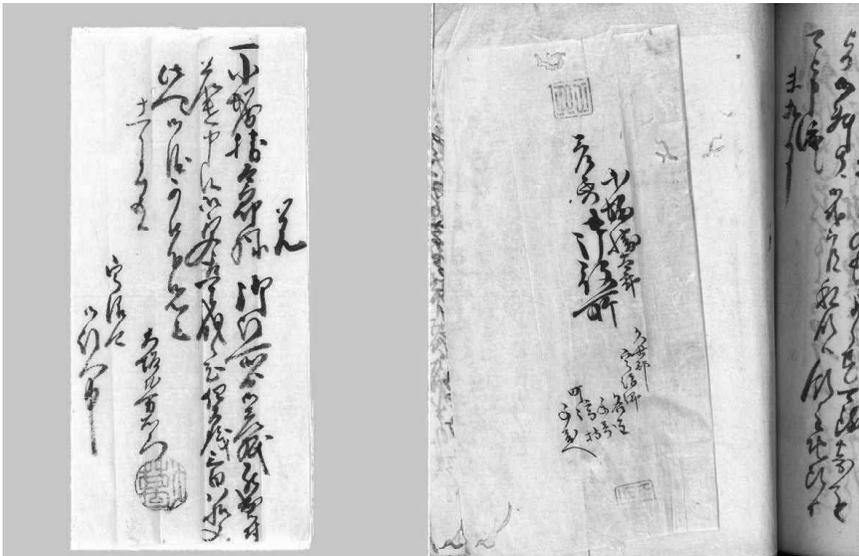
小堀氏在任中の「留日記」は弘化二年（一八四五）と四年の二冊。特定の筆記者の性格によるのかもしれないが、ともに記事がたいへん細かく、郷内のさまざまな動きが読み取れている可能性もあるが、二年の簿冊にそんな古方と新方の役割分担を明らかにする記事がある。

差出に新方、宛名に古方様と出るとも珍しい事例である。内容は桜町の治郎助が山間部の金井戸から雑木を二〇〇本刈り出すことについて、所管の役所である淀の土砂方への正式な申請を依頼している。実質的には新方で許可していても、

対役所向きにはこれまでと同様に既定のルールで事務的に処理をする、そんな確認事項があったように思われる。

三四 京都代官からの最後通牒

小堀氏の代官就任から三年、宇治郷内部の自主的な調整と



留日記に貼付されていた小堀代官所からの差紙包紙（右）と飛脚賃を請求する覚

だ。でも、こう着状態がつづき、おそらく明確な返答には至らなかったものと思われる。

何よりも厄介なのは宇治郷が抱え込んでいる負債だった。郷の時々複数の代表者名義での借り入れは、相当な額に上っていたことは間違いない。嘉永元年（一八四八）六月、前年からのやりとりがあつて半年後、金千両の借用書に判を押したのは名主の与十郎を含む旧来からの役職経験者つまり古方の九名、保証人には小堀の宇治郷担当役人が名を連ねた（近衛家文書、『宇治市史六』二二八頁）。相手方は近衛家貸付方、宇治郷とは何かと縁のあるところである。

でも、千両といういわゆる切りのいい数字はいかにも不自然である。こうした方式でもって村名義の公的な債務を一旦とめに処理をする、滞納分をきれいな数字に置き替えて、これを済ませばすべて帳消しにする、などとして村の運営を取り仕切ってきた古株連中にまとめて背負わせた、そんな裏事情があつたように思えてならない。

この一件が片付くと、小堀は丸四年に及んだ宇治の代官職兼務を解かれ、幕府勘定奉行の意向を直接に帯した信楽代官多羅尾氏がそれに取って替わる。当然、引継事項に本件は含まれてはいたはずである。

三六 新旧揃い踏み

嘉永元年（一八四八）に古方の郷役人が近衛家から借り入れた千両の返済計画は年間百両ずつ、十年での償還の約束だ。といつても、これははじめから目に見えていたと思うのだが、

正常な組織運営に向かうきざしは、留日記の記載から読み取ることができない。それどころか、困窮者の郷外逃避が連続し、またあるときはいきなり東大寺からの勸進を騙る一行が郷会所にやつてくるなど、郷役人がその時々への対応にドギマギしている様子を伝える記事もある。

弘化四年十一月、その二か月前には郷役人や町年寄を集めて小堀はいわば訓示めいた、いやもつとはつきり言えば檄を飛ばすような行動に出たのだが、その後の反応ははかばかしくなかった。もう埒があかない、後がないとみたのか、宇治郷に対して明確な態度表明を求めた。困窮し、耕作放棄地も目立つようになり、田地は税率の引き下げや課税対象外とする要求がされるばかりではどうしようもない。積み重ねた借財の弁済はもろろん、今後の郷内の運営全般も含めて抜本的な改善計画案を示すよう郷役人たちに迫つたのである。これがその文書（写真）である。本書を持参し小堀の役宅まで来るよう指示されたが、彼の在任中の留日記の簿冊に貼付されて残つた。出向いたものの、不十分として差し戻されたのか、それとも何ら具体案を示せないままここに綴じ込んだものか。そこは詳らかにできない。翌年、事態はまた急展開をみせる。

三五 近衛家から千両を借りる

小堀から宇治郷に改善策を求める督促が何度かはあつたはずだ。正常な状態に仕組みを転換させて住民の不安を取り除く、郷役は古方も新方もその思いと気持ちは同じだったはず。彼らは個別にも負債を抱えていたので、たちまち返済不能に陥つてしまう。四年を経過して返済できたのがどうも百両ほど、どんなふうの話が展開したかはわからないが、返済期間が短縮され嘉永六年七月中に完済するよう命じられる（近衛家文書）。

それに備えて、武右衛門は家屋敷の処分を準備中であることを伝え、庄三郎は新たに担保を設定し直すことを申し出る。ここで郷年寄に名を連ねる古方は武右衛門と長十郎のみ、あとの瀬兵衛、惣助、忠右衛門、そして百姓惣代の六兵衛と源左衛門は新方と区別できる。ちなみに、庄三郎が新たに担保とした土地はすべて他人名義で、惣助所有の山地も含まれていない。かつて借用証文に奥書をした小堀の役人の姿は見られない。もちろん新代官の多羅尾氏がこれに関与した形跡はない。

近衛家への借財は焦げ付き、そのまた穴埋めをする、そんな文書に当時の宇治郷の有力者新旧中心メンバーが顔を揃えた。この一件の記録はここで途絶えてしまう。

三七 新旧交代と「宇治郷取締」

近衛家からの借入金をめぐる具体的な経過は地元の資料ではまったく確認できない。ただ、滞納処理が終わった後、役人の顔ぶれはすっきり入れ替わる。まず、郷の筆頭職だった名主役は無くなる。宇治郷留日記から関東風の役職名が消えてしまう。郷年寄あるいはたんに年寄として、二人ないし四人が名を連ねるが、以前からのメンバーで残留するのは長十

郎（坂井戸町）と武右衛門（乙方町）の二人だけ、ただ後者はまもなく見なくなる。

美濃の金森氏と縁のある家柄の出身で、公家にも仕えた上林牛加家の当主清泉（一八〇一〜七〇）は、当時の様子を散文調にまとめ、新体制を批判し、御用茶師を中心とした地域運営への期待を表す（上林牛加家文書）。旧家を任されたよそ者としては、守旧派の態度を取るのには当然だろう。でも、いっぽうで変なしがらみがまったく彼にはない。持ち味としては洗練されたとはいえなかったかもしれないが、文人茶師といった性格にあっただけと思われる。そんな彼を新しく代官に就任した多羅尾氏は、郷役人の交代と相前後して「宇治郷取締」という特別職に任命する。「取締」というと大きに聞こえるが、この場合は古者として郷民に対する教育面での指導力が期待されての抜擢、いわば御意見番として役割を担わされたというと思う。

三八 嘉永七年六月の大地震

嘉永六年（一八五三）六月にペリーが浦賀に来航して以来、世の中はにわか騒ぎがしくなってくる。翌年には、そんな不安感をさらにおおるような事件や災害が相ついで起こる。まず四月には内裏が炎上し、上京の二百近い町が類焼した。もつと人びとを驚かせたのは大地震だった。

六月一日、大きな揺れは真夜中に起きた。その後余震は十日間も続いたが、留日記によると家屋の大きな被害は桜町で一軒が全壊した程度で、死者も無かった模様である。ただ、



宇治川の堤防を描く図（宇治橋西詰付近）

中井役所で行われる触れが回る。石材の不足が見込まれると、金井戸田原道をその候補地とする提案が宇治郷からあり、業者も八月八日に発表された。宇治川渡し舟の正式な申請と石材の不足分の調達についても認可がこの後に降りている。地震から三か月後の嘉永七年（一八五四）九月二二日、工事は竣工した。感心させられるのは、宇治郷の代表者たちの判断と折衝力である。彼らがいかに地元の状況に通じていたかがよくわかる。

四〇 年貢の銀納

嘉永七年（一八五四）、宇治郷はもう一つ別の問題を抱えていた。宇治郷では年貢を米ではなくて、銀納つまり年貢米

思いのほか被害の大きかったのが宇治橋だった。まず西詰では石垣が二〇メートルほど、高札場も二メートルほど崩れ、橋台は兩岸の基礎となるところだが、縦に干割れが五メートルほどとある。東詰では、その橋台と石垣が幅四メートルに渡って三〇センチメートルほど膨れあがり、横に二〇メートルほどの干割れができたところがある。河川部分の橋脚も五本ほどが明らかに破損しているという報告が奉行所宛に、おそらく京都町奉行所にまさに直後に送られている。またその翌日には宇治川の渡し舟運航の許可申請と、とても迅速な対応がとられた。

三九 宇治橋復旧

数年来、宇治橋西詰の石垣修理が懸案となっていた。関連すると思われる絵図には西詰の真下にも水流を調節するための石出しが描かれる。この部分が橋台だったらいい。また誰もが橋の状態を不安視していたところに起きた地震だったので、より被害が大きくなったことも否定できない。

こうなると復旧工事は待ったなし。宇治川では嘉永元年（一八四八）に国役堤の修理があり、宇治川上流の高尾浜から石材を採取し、工事を終了した。宇治郷の役人は淀の土砂方に対して、その時に予定した採取許容量を超えてはいないはずなので、そこから今回石材を融通することとして補修をしたいと願いだした。宇治川上流山間部の保全と橋の管理は淀藩土砂方の管轄である。

宇治橋修理業者選定のための入札が早速翌七月五日に京都の

に見合った代価を納めてきた。ところが、皆やはり米で納めるようにと命令があり、役人は頭を抱えていた。実は天保四年（一八三三）にも同じことがあり、その後しばらく米と銀に振り分けて納められたが、同一二年からはもとに戻されたという経緯がある。毎年、水害に見舞われて、出来高が少なく、品質も上納に堪えないので、これまで通り幕府の御蔵の米を買い上げてその支払いに替えたい、と宇治郷役人惣代として惣助が単独で願ひ出て、それがすんなりと許された。この年の信楽管内の村の銀納額の一覧（「留日記」）によると、宇治郷はぶつちぎりの四四貫五九五匁九厘、その次は白川村の三貫八九〇匁六分、高尾村が一貫八六九匁七分九厘とつづいて、あとの小倉村と伊勢田村は一貫文にも達しない。他の村に米納分があるとすれば、単純な比較はできないが、それにしても宇治郷の数字は驚きである。しかも、この年は滞納額が銀三貫文に留まったという報告もあり、信楽代官多羅尾氏の支配下に入って、急激に徴税・納税の状況が一挙に改善された、そんな印象をうける。

四一 「御用金」の融通

安政二年（一八五五）八月、大雨つまり台風によって川の増水や堤防の決壊が各地で相次ぎ、南山城では大きな被害が出た。読む者の頭を悩ませる一通の証文には、その直後の年貢が記される。

信楽代官所の多羅尾氏から御物茶師に対して百両の「御用金」が課された（梅林公平家文書）。「御用」は御物茶師のお

得意のはずだが、ここでの意味はまったく異なる。時期からすると台風被害の復旧を目的とする臨時の負荷金のようだが、使い道は明示されない。それどころか、この百両、三か月後には多羅尾から返金される予定(条件)で、御物茶師の一人長井貞甫が丸屋惣助に掛け合って融通したという。でも、約束通りに返金されない場合には、その翌月の一二月中の年貢上納分に利息も含めて宇治郷の役人から惣助に返済させる、という。宛名は丸屋から百両の融資を引き出した長井貞甫、差出人は長井以外の御物茶師九名。なぜこのようなことになるのか、何とも奇妙な珍しい内容の証文だが、丸屋は郷役人の常連で、素仲の筆頭でもあることが謎を解く鍵となる。

「御用金」百両の拠出は、御茶師としてはどう受け入れたいものの、返金を条件とし、なおかつそれが履行されない場合は郷負担とすることで引き受けたことになる。それが公にされたとは考えにくい、事実上は御物茶師のメインバンクともいえる丸屋がこれを肩代わりして一件落着となった、とすればすんなりと理解できる。御物茶師と代官の多羅尾はまったくそりが合わない。本件は多羅尾の彼らへの嫌がらせだったように思える。

落日の御物茶師

四二 折鷹をめぐって その一・二家以外は認めない
御用茶師といっても、具体的な御用の中身あるいはその変化についてはほとんどわかっていない。今回紹介するのは、

なぜここで木村が登場するのか、何か事情があるとすると、両上林家のどちらかと姻戚関係があるといったことくらいしか思い浮かばないが、かえって効果を低下させるとして避けたか、もしくは木村が固辞したか、そんなところだろうと思う。

いずれにしても、優遇を約束された酒多宗有と上林三入の二名も加わって、どうかこれまで通りにと江戸の茶道方に願った。翌月安政七年(一八六〇)閏三月、茶道の代表高田三節から返答があり、順番にと言うが、どれもこれも皆同じなんてことはありえないし、そもそもこれまでの仕来りがないっていい、とバツサリやられてしまう始末。茶師からの要望は却下、差し戻しとなった。何が起きているのか、こちらが耳を、いや目を疑いたくなる事態になっている。

四四 折鷹をめぐって その三・お気に入り「松印」

折鷹というとは今は雁がね、それも比較的高級な玉露の茎部分といった印象が強いように思うのだが、この当時はまだ玉露が安定した商品としては出回っていない。それに替わってというか、実はそれに先行して大流行したのが、碾茶つまりお抹茶の原料の煎茶風の飲用だった。俗に出版物とくに碾茶のそれは葉物として区別されることがあるが、一般市場にも通用した銘柄の一つ、いやその代表茶銘が折鷹だった。といっても、商品の品質がきつちりと統一されていたわけではもちろんない。一口に折鷹と言っても、ピンからキリまでというのが実情だった。でも、幕府の茶道はこの「松印折鷹」に関

珍しい例である。安政七年(一八六〇)、遅くとも二月の半ばまでに幕府茶道方から、その年の御茶御用に関してこれまでにない指示がもたらされた。今後、折鷹という煎茶については「五斤入四壺」ずつを、酒多宗有と上林三入の二人だけに詰めさせる、それは両名が茶の製造にとても精を出しているからだというのだ(上林春松家文書)。このような指令が出されるまでの経緯はまったく不明だが、この後の具体的な動きを追うことができる。

御物茶師は宗有と三入を含めて二月一五日に星野宗以宅に集まり、この要請の撤回を求める文書を、淀川過書船支配の代官木村氏と宇治の茶師を差配する両上林家つまり三者を連ねた宛所にして作成した。誰とはわからないが、これを保管していたその年の御物茶師の年行事つまり代表者のもとに、一か月以上が経過した三月二五日に上林六郎の家臣から連絡があり、出向いてみると、この内容では具合が悪いとしてダメ出しされ、第一案は廃案となり、すぐさま次案の作成となった。

四三 折鷹をめぐって その二・要望は却下

要請の内容は基本的には同じで、特定の茶師に折鷹の茶詰を固定するのはやめて、これまで通り毎年の当番に順に担当させてやってほしいというものである。文章は当初案に比べると硬い言い回しを除いて、短くまとめられた感がある。もともと大きな違いは、宛名が両上林家だけになったことで、過書船支配の代官木村宗右衛門の名は落とされた。そもそも

しては、特定の茶師を指名してまで納入させようとするわけだから、彼らはそれに一定以上の品質を求めていたことになるし、他の御物茶師と同じはずはないとして、区別もしているのは、何らかの根拠をもって酒多宗有と上林三入以外は不必要という判断が明確にくだされたことになる。幕府茶道は抹茶だけではなく、煎茶にも通じていて、まさにその道のプロとして面目躍如などと言って片付けていいものかどうか、大いに疑問の残るところである。宗有と三入も含めて御物茶師が頭を抱えている状況が目に見えてくる。

四五 折鷹をめぐって その四・複雑な胸の内

御物茶師の仕事は見事なまでの連携プレーに特徴がある。とくに幕府御用となれば、毎年恒例なので、何もかもを例年通りとするようにきつちりと努めたはずだ。酒多宗有と上林三入がこっそり抜け駆けをして、商品売り込むなんてことはまず考えられない。しかもここで問題になっているのは実は「煎茶」である。どこでどう話が展開したのか、そもそも幕府茶道方の務め方もよくわからないが、少なくとも幕府において少なくとも煎茶への関心がもたれていたことは事実なのだろう。

おもしろいのは、この状況に対しての御物茶師の新たな取り決めである。恒例の三つの壺に関する詰料を定めた上で、松印折鷹には金額も記さずに但し書きをつけて「御用代頂戴限り詰主請取」とした。といってもこの文言、はっきり言ってまったく意味不明である。でもこれが御物茶師が知恵を絞

って考え出した対応策になるはずだ。

御物茶師は、碾茶を茶壺に収めて納品するのが主たる業務だったはずだ。いつからか煎茶の折鷹がそのリストに加わり、それにまた強い関心が払われていることがわかる。武家社会にも煎茶文化が席卷していた、とまで言うのは言い過ぎなのだろうが、高級煎茶が碾茶を材料にすることを熟知する御物茶師の胸の内は何とも複雑だったに違いない。

四六 折鷹をめぐって その五・もちろん安くはない

「五斤入四壺宛」というその量も気にかかる。江戸時代、一斤は通常一六〇匁なのだが、なぜかお茶に関しては二〇〇匁で換算する。一〇匁は三七・五グラムなので一斤は七五〇グラム、五斤という和一壺あたり三・七五キログラム、それが四個なので一人の茶師に一五キログラム、二人合わせて三〇キログラムの折鷹が注文されたことになる。

江戸幕府という一つの組織として発注だとして、どれだけの部署で、どんな使い方をされたのかわからないが、やはり多いような気がしてならない。四個ずつ合計八個の壺から小分けされて、配置されたり、また関係者に進物として配られたりすることもあったのだろうか。

いったい値段はいくらになるのか、これも大いに気になるところである。江戸、大坂、京都の三都では、これらは人気で、高値で取引されたことがわかつている。店によって銘柄の位置は多少ずれて高下はするものの、通常折鷹というときは一斤銀二〇匁が妥当なところである。現在の金額に置き

お茶の梱包から搬出業務に関わる多岐にわたるすべての品目が対象とされたとみてよいと思われる。

職人仲間として痺れを切らせての、やむをえずという気持ちがよく伝わってくる文面だが、これが実現したかどうか記録では確認できない。

四八 別儀と折鷹を七割増しに

宇治郷の職人仲間から値上げ要求の文書が出された翌年、まるで玉突きのように御物茶師仲間から幕府の御数寄屋方に対して茶料増額の願いが出された(上林春松家文書二二七)。文書の日付は文久二年(一八六二)二月、準備は前年から行われていた模様で、値上げは今シーズンからすぐの実施が期待されていたことと思われる。天候不順による凶作の上に、諸物価の高騰、製茶作業にかかる人件費の上昇、昨年から経営の見通しが立たなくなってきたと嘆く。そして具体的な値上げの内容は、茶壺の主役、昔や白の茶銘をもつ濃茶クラスの高級品ではなくて、別儀と折鷹がその対象とされた。別儀は袋茶銘以外の茶銘の代表で、茶壺に直接入れ込む葉茶とされ、薄茶に用いると通常は説明される代物で、茶の小売店の引札にも薄茶の欄に同じ茶銘をみることもある。いっぽうの折鷹は、碾茶の出物、とくに茎の部分を中心とした商品で、煎茶風の飲用で広く人気を集めていた銘柄で、折鷹がいつ頃から御用として扱う品目に入れられたのかはわからないが、数年前には特定の茶師に取り扱わせるよう数寄屋方から指示されて、物議をかもしたものである。それにしても値上げ率が

替える場合は、銀一匁を一〇〇〇円とすると不思議に今日の店頭価格とうまくつり合う。折鷹一斤七五〇グラムは約二万円、一〇〇グラムあたりの単価は二五〇〇円を超える高級品である。

幕末の江戸城で好まれたらしい「松印折鷹」壺一個のお値段は、約一〇万円の請求となる。

四七 職人仲間からの値上げ要求

万延元年(一八六〇)、この年はこのほかの物価高で物によつては材料の仕入れ値が三倍にも跳ね上がったとして、このままでは「御用」にかかる諸費用がかさみすぎるとして、翌文久元年五月、宇治郷の職人の代表者から「仲間」の総意として、両上林家の事務方に対して値上げ要求が出された(上林春松家二二七)。

どれくらいの値上げ幅かというところ、文化年間に儉約を名目に値段が引き下げられてから据え置かれたままになっているので、元文二年(一七三七)に増額が認められたラインにまで、現状からすると四割増しに、向こう五年を限って許容されたいという内容だった。

職人惣代として名を連ねるのは、指物屋六兵衛と同治郎兵衛、伊勢屋瀬兵衛、そして大工の佐助と庄兵衛の五名、「御用」に関わる彼らの職種は木材加工とそれに付帯した作業や付属品の制作と仕上げ加工などと思われる。木製品はおもに茶櫃や茶箱、伊勢屋瀬兵衛は燃料から砂糖まで幅広く商ったことがわかっているから、大小の紙袋から印刷物に至るまで、

七割というのは、いかにも吹っかけすぎで現実味があるとはとても思えない。

四九 七月十七日の夜に届いた文書

文久三年(一八六三)七月十七日夜、同日付の文書が信楽の多羅尾役所から宇治郷に届いた。申し渡すことがあるので二十日四つ時に、三茶師仲間の代表に郷年寄一人が随伴して出頭するようにというものだった(「留日記」)。益明け直後、満を持しての召喚状である。三人の茶師は前日の夕方に入り、宿泊する手筈が整えられ、郷役人は当日早朝に発ち、落ち合うことになった。その日は信楽に泊まり、帰りは翌二一日昼前、両方のお供とも計七人がそろつての帰宇と日程が決められた。茶園を御茶師が所有することについて内々に調査があったので、それを中心とした中身だろうという見込みが一部の茶師たちにあったようだ。

しかし、そんな予想をはるかに超えて、宇治に特有の御用茶師の支配と身分について従来からの懸案事項に結論が出された。御茶御用以外は、すべて宇治代官の支配つまり基本は百姓並というお達しが江戸の勘定奉行からもたらされたというのだ。御茶師が実際に土地を所有し、その結果、村の文書にその名が登載されること、それが御用茶師の「自分たちは百姓とは明確に身分を異にする」という主張を根底から覆す根拠となった。武士は村から税を徴収する側である。村に土地を持つということは、その住民で農民・百姓だということになり御茶師の主張はまったく通らない、そういう理屈であ

る。

五〇 江戸勘定奉行の裁定 その一・御用茶師の主張
三茶師仲間の代表と郷役人はその日、多羅尾代官所のお白洲で申し渡しを聞き、署名捺印を済ませた文書の写が留日記に記録された。

その文書の前半は御用茶師のこれまでの言い分をほぼそのままに、ほぼ年代順に、といっても前後の関係性はこだわらず、淡々と述べられている。まず各家の相続や隠居については若年寄の所管で、江戸への文書は頭取の両上林を通じて扱われること。身分は京都町奉行の支配で御用茶師から直接交渉することができ、仲間の代表者がこれに応じること。御茶御用に関しては両上林が京都町奉行の仲介となること。上林代官が復活した時代に、誤って御白洲への呼び出しがあったが先例がなく撤回されたこと。茶師仲間の代表が江戸に挨拶に向くことは御数寄屋を通して行う先例を守っている。住んでいるところの地子は免除されている。かつて宗門人別帳は仲間別で別に拵えていたが、いつの間にか町内の家並順の記載になっていくこと。享和・天保の二度の由緒書の提出で御目付様に「京都町奉行支配」を肩書とするよう訂正していただいたので、この件は明白であること。築山茂左衛門様の御支配の時には玄関から通されたこと。御用茶師が自らの身分を保証する根拠として、これらのことが上げられてきたと整理された。

あつたことから、ある程度のこととは覚悟していたようだ。だが予想よりも厳しい判定にとても承服できるものではなく、この状態では充分に御茶御用を果たすことができないと反発する。次に持ち出したのは「神君様御代」以来の文書を拝領していること、また御茶師歴代は起請文まで差し上げて忠実に業務に励んでいるので、身分に関してはこちらの主張を聞き入れられたいとする。それにつづけて、今回いかにも痛いところを突かれた御茶師の田畑所有については名代を立て、その名義で宗門人物帳に登載し届け出をするとした。そして御茶師自身の人別については指摘通り代官所に収めたいとする、彼らなりの折衷案を準備し、翌月の文久三年八月にこうした内容でまた京都町奉行所に訴え出た（上林春松家文書）。ただそのときは御物茶師のみで、しかも長茶宗味は事情があり押印ができない状況だった。このころ御袋・御通茶師仲間は、こうした即座の動きに帯同できずに、後から追いかける形で、年末になってこれに参加するが、御用茶師の足並みの乱れと退潮は誰の目にもあきらめがたかった。

補遺

五三 長十郎の退役願

宇治郷が信楽代官多羅尾氏による所管であつた時代の後半、郷役人が辞職し、新任を選定するときの事務手続きが記録される（「留日記」）。ただ、どうも以前の京都代官小堀氏や宇治の上林氏とは勝手が違うというか、やや違和感のある

五二 江戸勘定奉行の裁定 その二・御用以外は百姓並
話はぐつときかのぼって、上林代官復活時に前任の小堀氏からの引き継ぎに際し聞き合わせがあつた御用茶師の扱いに関する内容を中心に、文書の後半はこれに基づいて下された判断が示される。多羅尾の配下の役人によって綿密に調べ上げられたものと思われる。

古い引き継ぎ書によると、御茶師といつても何事も百姓同様で、今回のように役所に赴く際には村役人が付き添うとあり、また京都町奉行の身分支配とは書かれておらず、宗門人別は町内での扱い、茶師の中には田畑を所有している者があるという。多羅尾はかつて上林代官が示した理解と同様、御茶御用以外については、御茶師を百姓並に扱ってよいか、上層部に判断をおおぎ裁定を得たとする。江戸の勘定奉行都筑駿河守峯暉は、結局それを可としたというのである。

宇治郷が多羅尾氏の支配となつたのが嘉永二年、文久三年まですでに足かけ一七年の年月が流れていた。本件は多羅尾氏が宇治代官に就任した当初からの重要案件で、何かことあるごとに江戸との交渉が繰り返されていたのかもしれない。でも、この問題は「はいそうですか」で済む問題でないことは誰にもわかっていたはずだ。御用茶師の猛反発は必至。大騒ぎになる。

五二 相変わらずにみえて半ばあきらめ

プライドをはずたずたに傷つけられた御用茶師だが、こんなことではめげない。御茶師による土地所有についての調査が

運び方という印象を受ける。



大きな丸で抹消された口上書

写真の大きな丸の墨書は「これでよろしい」という印ではない。その逆で差し戻されたこと、書き直されたことを意味する。年寄役の長十郎が長患いを理由に辞職を願い出るのに

合わせて、百姓代の源左衛門を年寄役に、またその後任に桜町の治郎助、六番町の久五郎の両名をあてたいと、これらを一括して願い出た。元治元年（一八六四）六月のことだ。でもこれでは受け付けられないという。その結果、まず長十郎の退役願いを単独で、本人も後任の源左衛門も署名には加わって提出し、これで年寄役の交代も認められた。同時に同じ日付で、治郎助・久五郎の二人を郷内の「入札」で後任の百姓代と取り決めたと年寄連印で願い出て、すべてが了解された。長十郎は、数年前に事実上追放された宇治郷の古方役人の唯一の生き残りである。この段階でそのポストから外す、そのために後で問題にならないように、正規の手続きを経て退役という形がとられたのかもしれないが、「まあともかく代官の多羅尾氏は何かと面倒なことを言ってくる」というのが当時の関係者の本音ではなかったかと思う。

五四 雑木を売り払って年貢を補填する

元治元年（一八六四）、池田屋事件に続いて翌七月には蛤御門の変とそれによって引き起こされた京都市中の大火、宇治にも臨時の警護の施設が宇治橋東詰に設けられ（「留日記」）、世の中の騒然とした雰囲気を目の当たりにする機会がしだいに増えてきた頃、宇治郷でもつとも頭を悩ませていたのは、天候不順とくに水害によって稲の収量が低い状況となっていることだった。農民のなかには年貢の上納に支障をきたす者があらわれ、前年の滞納者に対して郷内であれこれと



『都名所図会』巻五 「鮎汲」

漁料を支払うように各町内に伝達された。笈戸より川上とあ

ることから、三か所のうちそこがもつとも下流ということになるのだろうか。宇治川上流は両岸が岩山なので、局所的に設定された漁業権はそこを領内とする村つまり志津川村と権

督促をしても埒があかないので、代官所から出向いて説得にあたってほしいと願い出られるほどだった（「留日記」）。こうした場合、滞納者の中には持山の木材を伐採し、それを年貢用途に充てるが行われた。文書には「祓伐」と出る。前年の一〇月には治郎助と治助がそれぞれ宇山王と金井戸の雑木を四〇〇本と二〇〇本、年が明けて二月には安右衛門と幸助が宇朝日山と同じく雑木五〇〇本ずつを、そして九月には宇金井戸の郷の持ち山から一五〇〇本が同じ目的で刈りだすことが願い出られた。不足分を次年度に繰り越さないための措置と思われる。なお、宇治川上流部の雑木伐採は山間部の環境保全に関わることで、許認可権をもつ淀藩土砂方と宇治郷の協議交渉事項とされていた。

五五 宇治川上流の漁業権

万延二年（一八六一）二月二十八日付けの記事に鮎釣場笈戸と出る（「留日記」）。笈戸は尾後とも書き「おうご」と読むはずだ。ほかに割石（われいし）、漢字の表記は不明だが「へふり」という三つのポイントがあり、鮎が自然に入り込む宇治川上流のある特定の地点をこのように通称した。具体的な所在地は宇治郷には対岸となる志津川村の領域で、半季あるいは一年ごとに決められた額を納めて、漁業権を獲得することが慣習としてあった。『都名所図会』の挿図のように、さで網で簡単に鮎を掬い上げることができ、宇治見物の客を招いて活鮎をメインとした料理が振る舞われた。

笈戸より上流で釣りをするとき、あらかじめ権利者に入

利者によって管理される仕組みになっていたこと、また裏返しにそれを無視する密猟者の頻繁な出没を推測させる。三月に入り暖かくなり桜の季節ともなると、さらに違反者が増加したのだろう。恒例の注意喚起のお触れと思われる。

五六 年貢が二倍に

宇治郷は年貢を全額銀で納めていて、嘉永七年（一八五四）にはその額四貫余りと、多羅尾代官が所管する村のなかで群を抜いていたことは前にも紹介した。この時期、大変な物価高でもかく米価が高騰するので、毎年の年貢もどんどん上昇した。三年後の安政四年（一八五七）になると総額は六一貫文を超え、約一・四倍に。この時には年貢の内訳を記した目録があつて、宇治郷の村の生産高を示す石高三〇〇〇石余に対する税率は二〇パーセントにも満たずに、五二八石余が徴収された（宇治市役所文書G三九）。一石はその当時の相場、銀一〇八匁余で換算され、五七匁目余りが基本となる税額となる。それ以外の四匁目が付加税で、いくつかの項目があり、これもそれぞれ何石という単位で示され、同様にそれを銀に置き替える。比較的高い値を示すのが「山年貢」「松茸運上」といった山間部からの収益を対象とするものである。かつての滞納分を一〇年に分割して返納する額はさほど多くはないが、これに加算された。ちなみに、それから四年後の文久元年（一八六一）になると、年貢の総額はなんと八〇貫を超えてしまう。七年前のほぼ二倍である。

たしかにこの時期、茶料や茶業者の周辺からの値上げ要求

がさかんに行われるが、ここまでくるととてもそんなもので追いつくはずがない。まさに世も末である。

五七 宇治川漁業への課税

運上といって、各種の営業従事者に対して税が賦課されることがあった。宇治郷では、宇治川漁がまったくの別枠での設定となっていた。ことの始まりについて、上林家が代官職を解かれてすぐ角倉氏がそれに替わった時代からと留日記は記すが、定かではない。

運上の具体的な額があらわれるのは幕末、しかも向島村の藤兵衛という人物が請け負って、「煩代」という肩書の藤九郎がそこに付随する。毎年銀二六〇匁余りの定額を嘉永七年（一八五四）にはいくらか増額させようとしたようだが、藤兵衛と藤九郎、そして宇治郷の役人もこれには近年の不漁を理由に反対し、その結果見送りになった経緯がある。この請負の行為は、五年を一区切りの契約期間とし、それを更新するが、でも、いったいどういう意味の請負と課税なのか、今一つはつきりしない。近接する大池（巨椋池）だと、漁業権を特定の村が決められた割合で保有し、発行された株札には漁法まで記入するといったことがされて権利が保障される仕組みになっているが、そういった性格とは明らかに異なる。下流の槇島や対岸の村々の場合がどうなっているのか、気にはなるがそれを検討する材料が思いつかない。

五八 青製または宇治製

た。さらに政府は、「宇治製ト称スルモノ」が広く国民の需要に適応し、全国の産地に製茶法として受け入れられた功績は大きいとして、宇治製法そのものに特別賞を授与することにしたのである。すでに碾茶づくりといわゆる青製煎茶のそれぞれの蒸しと乾燥の製造工程は、青製あるいは宇治製として混同して通用している。政府からの特別賞は名誉なことではあるのだが、これを解消することなく、なし崩し的に誤解がいわば公認されたともいえる。今日とは違って煎茶や玉露が時流となって茶業界を主導していた時代、少なくとも宇治と宇治田原の地元関係者の一部にはこの事態を微妙な表情で受け止める向きがあったのは間違いない。

六〇 ちなみに御茶壺道中

ある事ながら、かくかく云々このようにと通用し、また固定されてしまうと、その誤りや人びとの思い込みを解くことはなかなか困難である。御茶壺道中もその一つ。「例年、徳川將軍家が用いる宇治茶を茶壺に仕立て、宇治・江戸間を運送する幕府派遣の役人等の一行」とはじまり、「將軍家の御用であり、沿道の人々には事のほか気遣いされることの多い行列道中だったらしく、茶壺に追われてトッピンッシャン、抜けたらドンドコショ」と歌われるように、行列に対する人々の過敏な対応は庶民的感觉でもって揶揄される対象とされた」といった解説がつづくことがある。

でも、よく考えると、御家に伝わる家宝とされるような茶壺が宇治と江戸、宇治・国元間を往復する、また洒落た銘を

青製または宇治製ともいわれる煎茶は、元文三年（一七三八）に宇治田原の湯屋谷（ゆやだに）村の永谷宗円が創始したと説明される。でも、生葉を蒸して、焙炉で乾燥させるのは先行する碾茶製法の転用であって、材料が覆いをしない露天園の茶葉で、蒸籠を梨籠に替え、乾燥に手揉みの作業を加えても、それでもって新製法とはとても言い難い。その点に気付くと、そうした手法は従来から碾茶製造と並行されたことが容易に推測でき、これを宇治製というのもうなずける。

この永谷宗円の伝承が宇治田原を発信地とすることは間違いない。永谷らとその煎茶の製法に通じ、改良を加えながら、生産、そして広く流通に関わったことも事実だろうが、製法自体に目新しさがあるわけではない。永谷らの煎茶が江戸を中心に販路を築き上げたこと、全国の茶産地が宇治製としてその技術を受け入れたことなど、新製法に基づく製品であるかのように宣伝され、流布してしまった背景にはさまざまな要因が作用していることが考えられる。

五九 宇治製法に特別賞

明治政府は殖産興業の一環として茶業振興にも力を注いだ。明治一二年（一八七九）九月、横浜で開催された第一回の製茶共進会では全国の宇治製法の茶が一堂に会した（『共進会製茶審査報告』上林三入家文書九三五―九三七）。京都府からは宇治町の上林三入と上林春松、木幡村の松尾嘉平次、湯屋谷村（現宇治田原町）の永谷武右衛門が二等賞に輝くなど、入賞者一八七名のうち五〇名を山城の茶業関係者が占め

もち美術・骨董品扱いされる壺が、茶の葉とともに長距離を移動する、そんなことはまずありえない。壺はその名義が動くのであって、江戸幕府御用の御茶壺道中で実際に運ばれたのは、信楽で焼かれた腰白茶壺に詰められた試飲用の葉茶だけだったとするのが妥当と思われる。

おわりに

かつて本館では宇治文庫という刊行物を発行していた。最終巻は平成一〇年度、『緑茶の時代』と題して、碾茶を御用の茶、煎茶を常用の茶、玉露を至高の茶と置き換えて、これまでの宇治茶と聞いてイメージされる窮屈な枠から何とか逃れようという意図もあり、あえて緑茶として捉え直そうとした。問題提起的な取組だったことは確かで、筆者としては茶そのもの、宇治や茶の歴史と関わる際の一つの拠点としてきた。当然ここではいくつか取り上げた史料が重なっているが、随分と異なったニュアンスと見方に転じている。

『抹茶の研究』の著者で茶問屋の主人でもある桑原秀樹さんはとても研究熱心で、ときに毎日のようにかかってくる電話やメールでの問い合わせによって、いやがうえにも背中を押された。また直接的にはその桑原さんを通してだが、島津良子さんを代表とする若い研究者たちの永谷家文書に関する懇切丁寧な京都府からの委託を受けた報告書、とりわけ彼が関心を強く示した例の「古今嘉木歴覧」も、これまでは孫引き程度でしか扱うことをしなかったのだが、注意して読み込むことを余儀なくされた。これもまた思いのほか厄介な問題

を含む性質の史料で、整理しなければいけないことは多くあるが、おかげさまで、ここでまとめた事柄とも深く関わっていることをあらためて教えられた。ただし、その理解の仕方や方向性が適当か、大方の支持を得るかどうかはまた別である。

『緑茶の時代』から早いもので二〇年、あつと言う間だった。茶業界は気が付くと「抹茶の時代」の真つただ中にある。

【参考文献】

「御控茶師の成立について」坂本博司（『宇治市歴史資料館年報 平成一九年度』所収） 平成二二年
「名古屋の宇治製挽茶販売をめぐる新興茶商人と宇治茶師 名古屋商人升屋半三郎と宇治茶師尾崎坊有庵の動向から」坪内淳仁（『尾張藩社会の総合研究』第四篇） 平成二二年
『売茶翁偈語訳注』大槻幹郎 全日本煎茶道連盟 平成二五年

『宇治田原町茶史調査報告書』 宇治田原教育委員会 平成二六年

『旧宇治田原町史収集保管文書「古今嘉木歴覧」の分析調査報告書 平成二八年度』京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/nosei/1331098394335.html>) 宇治茶に関する古文書調査報告書

「史料紹介 宇治郷の山の者―宇治郷留日記を中心に―」坂本博司（『奈良史学』三四 平成二九年）

史料翻刻

宇治郷留日記（抄）

留日記より、本文に関係する部分を翻刻・掲載する。本文同様の番号と見出しに続き、所載の文書番号、史料本文の順に掲げた。なお、市史編集室撮影の写真版のみ残る文化十二〜十四年分は「写真版」と記した。

一九 神明の茶作人

（写真版）

一札

一新茶御用前他所江差出候儀者、従前々御法度之上、尚又近年御触流等有之別而御厳重ニ被仰渡候処、私共儀者近年相初候煎茶作人之儀ニ付全心得違ニ而当御用前他処へ差出候所、御見当リニ付村役中へ御尋被下、右様子を以御公訴も可相成段名主与十郎殿へ厳敷御札被仰下誠ニ恐入奉存候、右申上候通新規茶作之私共儀不案内全心得違恐入奉存候段ハ村役中へ向御侘仕候所、与十郎殿御取扱ニ而此度之処者御内済可被下段忝仕合奉存候、然ル上ハ町内猶又申堅メ已来右様心得違無之様御法度大切ニ相守可申候、依而為後日之村役奥印町役加印一札如件

神明町

文化十三年五月

太郎兵衛

平右衛門

年寄

勘兵衛

三仲間

御茶師中様

前書之通御内済被遣安心仕候、御公訴ニ相成候而者村役共迄無念ニ相成誠ニ奉恐入候、依之已来之处厳敷申渡、右様之儀無之様精々申付置候、以上

名主

与重郎

子五月

三〇 茶商を兼ねる郷役人 その一

（D4）

乍恐口上書

一当郷年寄与三郎儀者前々より尾州名古屋表へ茶商ひ仕来、右取引ニ付毎年十月上旬より罷下り義ニ御座候、依之当年之義も同人義来月二日頃より名古屋表へ罷下り申度乍恐此段御届奉申上候、尤同人留守中御用郷用万端之義者名主相年寄共より無滞相勤可申候間、何卒右之趣御聞済被成下候ハ、難有可奉存候、尤与三郎帰郷次第早速其段御断可申上候、以上

名主

伝蔵

弘化二年九月廿七日

年寄

正次郎

願人

小堀勝太郎様
御役所

同 与三郎

三三 正式な申請は古方から

(D4)

覚

字金井戸
一雑木式百本

桜町
治郎助分

但シ五寸廻りより壹尺五寸廻り迄
右之通土砂方様へ御願可被下候、尚又金井戸郷中草山雑木
切取之儀も古方一同御談候之上御願被下度候、宜敷御斗ひ
可被下候、以上

(弘化二年)
二月六日

新方

古方様

三四 京都代官からの最後通牒

(D5)

其郷内就困窮耕田地追々手余相成荒地之分免引之儀相願候ニ付
可申渡儀有之候処、御代官来ル十五日伊勢田村泊其郷方へ持
出し積り、其節前書之もの共へ可申渡間、同日夕方まで二不
残相集置候様可致候、此差紙追而可返候、以上

小堀勝太郎
未九月八日 御役所
(弘化四年)

宇治郷

右八日夜庄三郎殿持戻り
九月四日前庄兵衛持参被致候也

名主
年寄へ

(留日記に原物貼付)

(包紙)

「(封印) 差紙 小堀勝太郎 御役所

久世郡
宇治郷

(封印)

名主
年寄
高持
町々
年寄へ

(本紙)

其郷内就困窮耕地追々手余相成荒地之分免引之儀相願候ニ付
而者、諸借財方勿論其外仕法立取調可申聞旨、先達而御代
官検見廻村之節村役人高持并町々年寄共江及理解置候処、今
以何等之儀も不申出等閑之至ニ候条、早々取極可申出候、其
節此差紙可返候、以上

小堀勝太郎
未十一月十五日 御役所 (印)

宇治郷
名主
年寄
高持
町々
年寄共へ

御奉行様

源左衛門

(同封)

「 覚

一小堀勝太郎様御役所より御差紙罷出候ニ付差遣申候、
御受取可被成候、尤賃錢三百八拾文此人へ御渡可被下
候、以上

十一月十五日

大阪屋万右衛門 (印)

宇治郷
御役人中

三八 嘉永七年六月の大地震

(D7)

乍恐御届奉申上候

一 当月十五日朝丑ノ刻より大地震ニ而
御橋台西方川附石垣九間式尺五寸崩所出来
御高札場六尺崩出来
御橋台堅三間斗ひわれ出来
東方御橋台石垣中式間斗壹尺程ふくれ出来
同方横九間二尺五寸ひわれ出来
右御橋台五ヶ所破損出来候間、乍恐此段御届奉申上候、以
上

三九 宇治橋復旧

(D7)

乍恐奉願上候

一 当月十五朝丑之刻より大地震ニ而、御橋台西方川附石垣九
間式尺五寸崩所出来、御高札場六尺崩出来仕、御橋台堅三
間斗ひわれ出来、東方御橋台石垣中式間三尺程ふくれ出来、
同方横九間式尺六寸ひわれ出来、右之通御橋台五ヶ所破損
出来仕候故、昨十六日御届奉申上候処、右ニ付農業其外往
来之者共通行難出来御座候ニ付、何卒船渡し被仰付被下候
様乍恐奉願上候、右御間濟被成下候へ、難有仕合可奉存候、
已上

嘉永七寅年六月十七日

城州久世郡宇治郷

御奉行様

御橋少々破損出来候間船渡しハ無之候
橋作来候間村入用ニ少々作来申候、以上
書付ハ御下ケニ相成申候、以上

四〇 年貢の銀納

(D7)

乍恐以書付奉願上候

一 城州久世郡宇治郷之儀前々より御年貢皆銀納被仰付被下し
置候処、当寅年より田方之分皆米納被仰付奉畏候、然ル処

嘉永七
寅六月

城州久世郡
宇治郷
年寄
忠右衛門
百姓代

同郷之儀ハ御存被為置候通田方ハ水場ニ而年々水冠悪米ニ而所詮御上納米出来不申候ニ付、先前より皆銀納被仰付被下候儀候処、当寅年より田方之分皆米納被仰付甚以乍咎仕候、尤寅年之儀ハ水掛も薄く出生米ハ御座候へ共御上納米ニ者所詮難出来候間何卒ニ条表御払米買受右御米を以上納仕度奉存候、右買納御聞濟被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

嘉永七寅十月十九日

宇治郷役人惣代
惣助印

信楽
御役所

覚

一 銀 老貫八百六拾九匁七分七厘
一 同 三貫八百九拾匁六分
一 同 四拾四貫五百式拾五匁九厘
一 同 式百六拾九匁三分五厘

一 同 八百九拾四匁四分四厘
一 同 七百廿匁四分五厘

高尾村
白川村
宇治郷
同郷 漁獵運上
向島藤兵衛受

右者其村々当寅年御年貢其外高懸物銀納可取立分、是迄納込之分引之殘銀書面之通候条得其意、来ル十日限大津木屋市兵衛方江無遅滞還込、右請取手形持参、納通江記替之儀可申立候、右日限延引相成候而者上納方差支候間、日延等之儀者決而難相成条心得違致間敷候、此廻状村下受印之上早々順達、留り村より可相返者也

寅十一月廿四日

信楽
御役所

十一月廿八日朝着

四九 七月一七日の夜に届いた文書

(D10)

○ 差紙 信楽
御役所 城州久世郡
宇治郷

○申渡儀有之候間、来ル廿日四つ時、御茶師三仲間惣代両三人郷年寄老人差添罷出可相届候、其節此差紙可通者也

(文久三)
亥七月十七日 信楽

城州久世郡宇治郷
御茶師

御役所

惣代

乍恐御届書

久世郡宇治郷
御物御茶師

惣代

堀真朔

御袋同断

惣代

竹田紹旦

御通同断

惣代

河村宗順

右三人昨十九日郷宿長左衛門方江夕着仕居候間、乍恐此段御届奉申上候、以上

文久三亥年

年寄
市兵衛印

七月廿日

信楽
御役所

右七月十九日夜八つ半時より御茶師三人罷出、此方へ門口より御申ニ而、山田村ニ而待合申候様申可被成候、下拙義曉六つ時より供乙松同道ニ而出立仕候、郷宿長左衛門方へ着仕候、御茶師三仲間三人丈ケハ夕刻ニ着可被成候事、尤廿一日昼前ニ待合御茶師三人ト此供式人此方とも都合七人同道ニ而罷帰郷可仕候事、書留置候事

五〇 江戸勘定奉行の裁定 その一・御用茶師の主張

(D10)

差上申一札之事

城州久世郡宇治郷之儀、嘉永二酉年御最寄替、小堀勝太郎様より当御支配ニ相成候処、同郷住居罷在候御茶師共、御茶御用筋并跡相統隠居願等若年寄様御取扱ニ而、願書之儀御茶御用頭取上林様御両家執達を以江戸表江差出、身分之儀者京都町御奉行様御支配ニ而、御茶御用之儀者頭取執達を以右町御

奉行所江差出、身分斗之願筋者町御奉行所江直願いたし仲間年行事御呼出御申付有之、上林永次郎様御支配之節、百姓同様御取扱御白洲江御呼出有之候得共、先例無之旨申立仲間代之者出府御数寄屋頭江申立先例之通相守罷在、居宅之儀者地子御免許之地ニ住居、古来者宗旨人別帳等別紙ニ而仲間年行事より差出候得共、何之此より敷相紛、百姓同様町々家並ニ相記候様相成候儀ニ而、享和之度差出置候由緒書、天保十三寅年御目附様方御加筆相濟京都町御奉行支配者肩書認控ニ相成、右町御奉行所御支配と申儀者明白之儀ニ而、築山茂左衛門様御支配之節出願御呼出等之節御白洲江者不罷出、御玄関江罷通御取扱請候儀之旨申上候ニ付、先御支配中御茶師共御取扱振御申送書類御取調御座候処、宇治郷之儀先年小堀中務様より上林永次郎様江御最寄替御請取之節、御茶師共御取扱之儀ケ条を以永次郎様より中務様江御問合有之候処、御茶御用ニ付罷出候節者別段、盜難火災喧花口論等何事ニよらず諸願屈身分御取斗之儀者、都而百姓同様御心得、地所其外身分ニ拘候儀者村役人付添罷出候儀と御心得有之候旨御挨拶有之、其段跡御支配江申送相成有之、京都町御奉行所御支配之由者右御書面ニも無之、宗門人別帳之儀者御支配御役所江差出、田畑等も所持罷在候儀ニ付、御茶御用之外上林永次郎様御支配之節、御取扱方御同人御心得之通外百姓同様御取扱可有之哉之段江戸表江御同御座候処、御茶師共儀宗門人別帳從來御支配御役所江差出、京都町御奉行所ニ而身分御取扱有之候と之何書留も無之上者、御茶師共申立候趣勝手俣之申分ニ而御支配所江取締御差響相成候間、御茶御用之外身分御取扱

方之儀者都而先前御支配御仕来之通御心得可有之旨、今般都築駿河守様御下知之趣被仰渡一同承知奉畏候、依之御請証文差上申処如件

文久三亥年七月廿日

城州久世郡宇治郷
御茶師惣代

堀真朔印

竹田紹且印

河村宗順印

郷役人惣代

年寄

市兵衛印

信楽
御役所

五三 長十郎の退役願

(D10)

乍恐奉願上口上書

年寄

長十郎

一此度

右者長々病氣ニ付退役被 仰付被下候様奉願上候、源左右衛門義長々百姓代相勤来り候間從勤功此康 年寄役被仰付被下候様奉願上候、跡役之儀桜町治郎助六番町久五郎此兩人江百姓代被仰付可被下候様一同連印を以奉願上候、何卒御聞濟被成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

城州久世郡宇治郷

年寄

市兵衛

元治元子年五月

同 忠右衛門
同 市兵衛

乍恐奉願上口上書

年寄

長十郎

右者私義長々病氣ニ付役儀者相勤不申候ニ付退役被仰付可被下候、一同連印を以奉願上候、何卒御聞濟可被下候ハ、難有可奉存候、以上

城州久世郡宇治郷

年寄

長十郎印

元治元子年六月廿三日

同日退役被仰付候事
瀬平参り申候

年寄

市兵衛印

百姓代

源左衛門印

同

忠右衛門印

同

惣助印

同

瀬平印

信楽
御役所

信楽行六月廿三日早朝より瀬平供乙松共罷出申候事

乍恐奉願上口上書

桜町
治郎助

六番町

久五郎

右之者共郷方入札仕候処落札ニ相成候ニ付、右兩人江百姓代

信楽
御役所

五月三日信楽行源左右衛門罷越候ニ付此尅通ハ出し不申候、左之一通差出し奉申上候事訳書致置候

同 惣助
同 瀬平

乍恐奉願上口上書

年寄

長十郎

一 右之者長々病氣ニ付退役被仰付被下候様奉願上候、跡役之儀桜町治郎助六番町久五郎此兩人江百姓代被仰付被下候様一同連印を以奉願上候、何卒御聞濟可被成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

城州久世郡宇治郷

百姓代

源左右衛門

元治元子年五月

年寄

惣助

同

瀬平

信楽
御役所

元治元子年六月左ニ委敷願書認置申候

被仰付可被下候様一同連印を以奉願上候、何卒御聞濟可被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

城州久世郡宇治郷

百姓代

源左衛門印

元治元子年六月廿三日

年寄

市兵衛印

同

忠右衛門印

同

惣助印

同

瀬平印

信楽
御役所

御掛り斎藤様より被仰渡候、長十郎儀長々病氣ニ付退役被仰付、跡役之儀ハ百姓代ニ而相勤申候様精勤可仕候旨被仰渡候、御用序兩人共印形可仕候様被仰付奉畏候、以上瀬平参り六月廿三日八ツ半時ニ被仰渡候事

信楽行六月廿三日瀬平供乙松共罷出可被申候事、外ニ植付帳と五月八日御神事之御礼、御物中御出役之御礼并宗旨帳面繁木氏江越、是々種々用向有之候事

五四 雑木を売り払って年貢を補填する

(D10)

乍恐以書付御届奉申上候

一当郷御固之儀、此間中御届奉申上候通、戸田采女正様御人数御出張之所、当月八日右御人数御引払、其後十七日市橋様御人数御出張十八日御引払、同廿日夕刻小出伊勢守様御固二相成申條畢速此上御引払又者御交代等二相成候ハ、早々御届可申上候得共、此段先御届申上置候、以上
元治元年
子七月廿三日
城州久世郡宇治郷
年寄 市兵衛印

信樂
御役所

同 瀬平印
同 惣助印

覚

一錢拾五貫文

此金貳両壹歩永九拾壹文八分 但六貫四百文替

右者其郷方関門御取建一条并当春御上洛之砌御成被仰出候ニ付品々手当向之儀、京都出役より申渡書付并其郷方出役のものへ仕立御用状飛脚賃之分書面之通候条、追而御用序可相納候、其節此書付可返者也

(元治元年) 信樂
子九月四日 御役所 城州久世郡
宇治郷
役人

右御用状壹通

五日信樂より請取帰郷仕候、市兵衛
供音松

御請書

与力様 御旅宿
同心様

みの屋

市郎兵衛

一棟梁様 御旅宿

中井様
下棟梁様

右者此度宇治橋際関門其所等御取建ニ付、不日同所江御引越付切御普請御取掛りニ付、右之通御旅宿被仰付奉畏候、然ル上者用意仕置不都合之儀無御座候様可仕候、依之御受書奉差上候、以上

元治元年十二月五日

城州久世郡宇治郷
年寄 市兵衛印

御奉行様

子十二月六日未之下刻ニ飛脚参り申候

(D8)

乍恐以書付奉願上候

当御支配所城州久世郡宇治郷並同郡小倉村之儀、去申御年貢銀小前之内不納之もの精々取立方取斗候得共、何分彼是難渋申立皆済不仕候ニ付、利解申聞候得共郷村役人共之申聞ニ而

者皆済出来不申候ニ付、何卒御茶壺御用御出役様御逗留中、右不納之もの帳面取調奉差上候間、御出役先へ被召出皆済御取立被成下候様此段奉願候、右御聞済被成下候得者難有奉存候、以上

文久元酉年五月二日

城州久世郡
宇治郷
小倉村 惣代

宇治郷
年寄 忠右衛門印

信樂
御役所

申渡

(D10)

宇治郷

年寄

瀬兵衛

同

源左衛門

持主

治郎助

字山王
一雜木 四百本

但目通凡壹尺廻より貳尺廻迄

字金井戸

一同 貳百本

持主
治助

但目通凡壹尺五寸廻より貳尺五寸廻迄

其郷百姓右之者共持山近年諸木生茂り猪鹿多相籠耕作ヲ荒、

乍恐以書付奉願上候

字朝日山 一雜木目通り 老尺五寸廻りより 三尺廻り迄 木数五百本 松木也
安右衛門所持

字同所 一雜木目通り 老尺廻りより 貳尺廻り迄 木数五百本 幸助所持

右者当郷百姓安右衛門并百姓幸助共所持山雜木生茂り猪鹿多籠耕作を荒其上困窮仕御年貢差詰り甚難渋仕候ニ付書面之祓伐奉願上候、何卒御聞済被成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

文久四年

子二月廿五日

城州久世郡宇治郷
年寄 市兵衛印
同 忠右衛門印

淀土砂方

御奉行様

乍恐以書付奉願上候

字金井戸 式尺廻りより 木数千五百本 郷持山
一松木目通り 三尺廻り迄

右者当郷持山生茂り猪鹿多籠耕作を荒其上困窮仕御年貢二差詰り甚難渋仕候ニ付書面之祓伐奉願上候、何卒御聞濟被成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

元治元年 城州久世郡宇治郷 年寄 惣助印
子九月十二日 同 忠右衛門印

淀土砂方 御奉行様

五五 宇治川上流の漁業權

(D8)

触書

初節句雛子祭之儀、堅致間敷候、別段御役所様より御沙汰有之候間、御見廻り之もの御差出し相成候間、若き者者勿論子供たり共時節柄故心得違無之様可致候、町々家別不洩様敵敷御申触可被成候、以上

一 鮎釣場笈戸より川上江立入申間鋪候、若立入申度者者請場所之者江棹代相渡シ可申候様可致候、右之次第家別不洩様御申触可被成候、已上

(万延二年) 酉二月廿八日

当役印

右町々 年寄月行事中

(D1)

乍恐奉書上覚

一米三石五斗壹升三合 山年貢百姓持山
是ハ元文四未年上林又兵衛様御代官之節より御年貢上納仕候

一米式斗七升八合

金井戸山冥加米

是ハ延享元年内藤十右衛門様御代官之節御年貢年々上納仕候、尤茶菌畑こやし草山ニ而御座候

一銀六拾四匁五分

漁獵御運上山

是ハ宇治川筋宇治領魚漁御運上銀、寛保三亥年角倉与一様御代官之節より年々上納仕候、即御免状ニ御書記御座候、尤年季御定之上御吟味被遊御運上銀時々ニ相増上納仕候御義ニ御座候

一銀四百五拾壹匁式分七厘

是ハ浅草御蔵前懸りニ而高百石ニ付拾五匁ツ、取集累年上納仕候、尤享十七子年上林又兵衛様御代官之節御免状御記有之候義ニ御座候
右之通相違無御座候、已上

宝曆七年丑六月十七日

名主 義右衛門
年寄 甚兵衛

小堀数馬様 御役所

百姓惣代 卯兵衛

五七 宇治川漁業への課税

(D7)

乍恐奉願上候書付

内藤豊後守御預り所城州紀伊郡向島村藤兵衛煩代藤九郎奉申上候、是迄稼来候同国宇治郷漁獵稼之義、去ル戌より当寅迄五ヶ年季御運上銀式百六拾壹匁五分上納相稼来候処、年季明ニ付増銀之上来ル卯より稼方可奉願上旨被仰渡承知奉畏候、然ル処右運上銀之義ハ是迄切替之度々増銀仕候銀高相進、殊ニ近年不漁ニ而増銀難渋仕候間、是迄之御運上銀を以来卯年より来ル未迄五ヶ年季稼方被仰付被下様奉願上、右之願之趣御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候

嘉永七年 内藤豊後守御預所
寅九月十七日 城州紀伊郡向島村 請負 藤兵衛

煩代藤九郎 同国久世郡宇治郷 役人惣代 源左右衛門

信楽 御役所

■宇治市役所文書目録

分類番号	表題	年月日	形状	備考
G 32	寅年田畑免割	文政13	一紙	
G 33	寅年藪免割	文政13	一紙	
G 34	巳御年貢皆済目録（宇治郷）	天保 5. 3	一紙	上六郎→右村庄屋年寄惣百姓
G 35	午御年貢皆済目録（宇治郷）	天保 6. 3	一紙	上六郎→右村庄屋年寄惣百姓
G 36	子御年可納割付之口（宇治郷）	天保11. 10	一紙	上林六郎→右郷年寄町年寄惣百姓 下部破損
G 37	辰年御年貢皆済目録（宇治郷）	弘化 2. 3	一紙	宇治郷名主・年寄・百姓代→ 小堀勝太郎様御役所
G 38	巳年御年貢皆済目録（宇治郷）	弘化 3. 3	一紙	宇治郷名主・年寄・百姓代→ 小堀勝太郎様御役所
G 39	巳年皆済目録（宇治郷）	安政 5. 3	一紙	民部→右村庄屋年寄惣百姓
G 40	子仮免定	子	一紙	
G 41	子仮免定	子	一紙	宇治郷
G 42	丑年（藪高取米勘定）	丑	一紙	
G 43	（検見入銀勘定）	寅12. 21	一紙	宇治郷
G 44	辰年免割	辰12	一紙	
G 45	酉年内免割	酉11	一紙	
G 46	当亥仮免状	亥11	一紙	宇治郷田方
G 47	当亥仮免状	亥11	一紙	宇治郷藪方
G 48	亥仮免定	亥	一紙	宇治郷
G 49	（藪方免割）		一紙	
G 50	（取米勘定）		一紙	

■宇治市役所文書目録

分類番号	表題	年月日	形状	備考
G 51	（藪方免割）		一紙	
G 52	米割賦方（検見入用等勘定）		一紙	
G 53	（検見入用等勘定）		一紙	
G 54	（検見入用等勘定）		一紙	
G 55	辰貢賦皆納目録（宇治郷）	（明治2）巳	一紙	京都府→右村庄屋年寄惣百姓
G 56	巳年租税定状（宇治郷）	明治 2. 11	一紙	京都府→右村庄屋年寄惣百姓
G 57	未年租税定状（横島村）	明治 4. 11	一紙	京都府→右村庄屋年寄惣百姓
G 58	当未年租税仮状（宇治郷）	明治 4. 12	一紙	
G 59	（明治9年～13年賦税通知）	明治10. 5	一紙	京都府→久世郡第壹区宇治郷 包紙
N 1	御免定 宝暦元未年ヨリ同十三未年迄 拾三通		包紙	G9～21の包紙か
N 2	旧免除袋 享和元酉年分 明治元辰年分 明治四未年分 三通入		包紙	横島村 G23、57の包紙か
N 3	色々書付入		包紙	
N 4	（封筒）		封筒	京都府久世郡宇治町役場
N 5	（封筒）		封筒	京都府久世郡宇治町役場
N 6	文政八迄文政十三寅迄六ヶ年之間 []		こより	G26～31のこよいか

■宇治市役所文書目録

分類番号	表題	年月日	形状	備考
D 13	留日記	明治 4. 3	縦帳	明治4年3月～7月 後欠
D 14	日記（地租改正測量）	明治 8. 9	縦帳	明治8年9月～9年2月 後欠
D 15	日記（地租改正検査）	明治 9. 3. 25	縦帳	明治9年3月～6月
E 1	宇治橋掛直二付諸入用勘定帳	寛政 5. 7	縦帳	会所
E 2	文化五辰年十一月癸丑朝鮮人來聘御入用就御免願諸雜用割賦録	文化 6. 7	縦帳	小倉村・寺田村・江津村・白川村・高尾村・池尾村・宇治郷
E 3	文化五辰年十一月癸丑朝鮮人來聘御入用就御免願諸雜用割賦勘定帳	文化 6. 7	横帳	宇治郷名主与十郎・年寄勘兵衛・同市兵衛
G 1	山城国久世郡宇治里御檢地帳写	慶長16. 9. 25	縦帳	市史 6 p171
G 2	山城国宇治郡乙方村御檢地帳写	慶長16. 9	縦帳	市史 6 p173
G 3	山城国久世郡白川村御檢地帳写	慶長16. 9. 23	縦帳	市史 6 p296
G 4	山城国久世郡伊勢田村之内新田村檢地帳	延宝 7. 6	縦帳	石川主殿頭内檢地惣奉行石川伊織ほか 市史 6 p544
G 5	（町別御赦免屋敷高反別帳）	享保 4	縦帳	橋本町、新町、六番町、五番町、四番町、坂井戸町、東町、西町、桜町、鷺橋町、大工町、飛地 表紙欠
G 6	棧敷町藺田畑名寄	宝曆 2. 8	縦帳	
G 7	御檢地帳写	宝曆13. 3	縦帳	久世郡伊勢田村 後欠 市史 6 p551
G 8	亥年免定（槇島村）	享保 4	一紙	後欠
G 9	未年免定（宇治郷）	宝曆 1. 11	一紙	小堀十左衛門→庄屋年寄百姓中 市史 6 p203
G 10	申年免定（宇治郷）	宝曆 2. 11	一紙	小堀十左衛門→庄屋年寄百姓中
G 11	酉年免定（宇治郷）	宝曆 3. 11	一紙	小堀十左衛門→名主年寄百姓中
G 12	戌年免定（宇治郷）	宝曆 4. 11	一紙	小堀数馬→名主年寄百姓中

■宇治市役所文書目録

分類番号	表題	年月日	形状	備考
G 13	亥年免定（宇治郷）	宝曆 5. 11	一紙	小堀数馬→名主年寄百姓中
G 14	子年免定（宇治郷）	宝曆 6. 11	一紙	小堀数馬→名主年寄百姓中
G 15	丑年免定（宇治郷）	宝曆 7. 11	一紙	小堀数馬→名主年寄百姓中
G 16	寅年免定（宇治郷）	宝曆 8. 11	一紙	小堀数馬→庄屋年寄百姓中
G 17	卯年免定（宇治郷）	宝曆 9. 11	一紙	小堀数馬→庄屋年寄百姓中
G 18	辰年免定（宇治郷）	宝曆10. 11	一紙	小堀数馬→名主年寄百姓中
G 19	巳年免定（宇治郷）	宝曆11. 11	一紙	小堀数馬→庄屋年寄百姓中
G 20	午年免定（宇治郷）	宝曆12. 11	一紙	小堀数馬→庄屋年寄百姓中
G 21	未年免定（宇治郷）	宝曆13. 11	一紙	小堀数馬→庄屋年寄百姓中
G 22	安永六酉年免	安永 6	一紙	
G 23	酉可納御年貢割付之事（槇島村）	享和 1. 10	一紙	上林六郎→右村庄屋年寄惣百姓
G 24	丑年免割	文化 2. 11	一紙	当役
G 25	亥年藺方勘定	文化12. 11	一紙	当役
G 26	申御年貢皆済目録（宇治郷）	文政 8. 3	一紙	上六郎→右村名主年寄惣百姓
G 27	酉御年貢皆済目録（宇治郷）	文政 9. 3	一紙	上栄次郎→右村名主年寄惣百姓
G 28	戌御年貢皆済目録（宇治郷）	文政10. 3	一紙	上栄次郎→右名主年寄惣百姓
G 29	亥御年貢皆済目録（宇治郷）	文政11. 3	一紙	上栄次郎→右郷名主年寄惣百姓
G 30	子御年貢皆済目録（宇治郷）	文政12. 3	一紙	上栄次郎→右村名主年寄惣百姓
G 31	丑御年貢皆済目録（宇治郷）	文政13. 3	一紙	上栄次郎→右村名主年寄惣百姓

■宇治市役所文書目録

分類番号	表題	年月日	形状	備考
B 3	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化 6. 11. 22	一紙	島本三郎九郎→宇治郷庄屋年寄中
B 4	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化 9. 3. 2	一紙	島本三郎九郎→宇治郷庄屋年寄中
B 5	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化 9. 3. 2	一紙	島本三郎九郎→高尾村庄屋年寄中
B 6	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化10. 1. 28	一紙	島本三郎九郎→宇治郷庄屋年寄中
B 7	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化10. 1. 28	一紙	島本三郎九郎→宇治郷庄屋年寄中
B 8	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化12. 9. 29	一紙	島本三郎九郎→宇治郷庄屋年寄中
B 9	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化12. 9. 29	一紙	島本三郎九郎→宇治郷庄屋年寄中
B 10	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化12. 9. 29	一紙	島本三郎九郎→高尾村庄屋年寄中
B 11	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化12. 9. 29	一紙	島本三郎九郎→白川村庄屋年寄中
B 12	請取申上納銀之事（大川筋普請入用銀）	文化12. 9. 29	一紙	島本三郎九郎→白川村除地庄屋年寄中
B 13	証（表座敷売払）	明治 5. 8	一紙	上林久道→久世郡第二区区长御口所中
B 14	地処売渡之証	明治14. 11. 12	一紙	上京区第三拾二組東竹屋町上林久道→菟道校学務委員御中
B 15	覚（会所金借用）	丑. 6. 7	一紙	中村紋作→宇治会所役人中
C 1	宇治郷平等院前水除之義川下拾ヶ村出入内済罷成候訳書（安永3～5年争論顛末記）	安永 5. 7	豎帳	宇治郷名主・年寄 後表紙「明治四十四年 安永年間平等院前築堤ニ付川下村落ト争論一件 宇治町役場」
C 2	石関一件済口一冊（淀北川顔村石関差支につき）	文政 2. 3	豎帳	上郷村々葭島新田以下8村、下郷村々北川顔村以下19村庄屋・年寄
C 3	乍恐就御吟味奉書上候（折居御林茶師支配願差構につき）	宝暦14. 3	一紙	宇治郷五番町以下29町年寄・月行事、頭百姓・百姓惣代・年寄・名主→小堀数馬様御役所 市史 6 p205

■宇治市役所文書目録

分類番号	表題	年月日	形状	備考
C 4	乍恐返答書（平等院前水除置土につき）	安永 5. 3. 2	一紙	宇治郷名主・年寄・頭百書→御奉行様 C4・5包紙一括包紙上書「平等院前一件書付五通 安永五年申七月廿五日城州久世郡宇治郷」
C 5	為取替証文之事（平等院前水除置土につき）	安永 5. 7	一紙	五ヶ庄以下10村庄屋→宇治郷名主・年寄・頭百姓
C 6	乍恐奉願上口上書写（上納皆銀納につき）	天保12. 11	一紙	宇治郷年寄→上林六郎様御役所
D 1	（留日記）	宝暦 7	豎帳	宝暦7年4月～8月 表紙欠 第一紙に「旧民政制度調査資料」付箋 裏表紙「留日記」
D 2	就橋御普請諸留記	文政 2. 10	豎帳	万延元年まで記載 裏表紙破損
D 3	留日記	文政 7. 1	豎帳	文政7年正月～12月 裏表紙「宇治郷会所」
D 4	留日記	弘化 2. 1	豎帳	弘化2年正月～12月 裏表紙欠
D 5	留日記	弘化 4. 1	豎帳	弘化4年正月～12月
D 6	（留日記）	嘉永 5. 11	豎帳	嘉永5年11月～6年正月 前欠 裏表紙「宇治郷会所」
D 7	留日記	嘉永 7. 1	豎帳	嘉永7年正月～12月 裏表紙「宇治郷会所」
D 8	留日記	万延 2. 1	豎帳	万延2年正月～翌文久2年正月 表紙に「旧民政制度調査資料」付箋 裏表紙「宇治郷会所」
D 9	留日記	文久 2. 1	豎帳	文久2年正月～3年2月 裏表紙「宇治郷会所」
D 10	留日記	文久 3. 1	豎帳	文久3年2月～元治2年1月 （内10月～1月分別帳一綴） 裏表紙「宇治郷会所」
D 11	留日記	元治 2. 1	豎帳	元治2年正月～翌慶応2年正月 裏表紙「宇治郷会所」
D 12	留日記	慶応 2. 1	豎帳	慶応2年正月～3年正月 「旧民政制度調査資料」付箋 挟み込み 裏表紙「宇治郷会所」

宇治市役所文書目録

宇治市役所文書は、江戸時代の宇治郷会所から宇治町役場を経て、宇治市役所に伝来した文書である。江戸初期から昭和26年(1951)までの古文書および近代行政資料が含まれるが、本目録で対象とするのは、「宇治市役所文書」として別置されていた明治初年までの文書群である。昭和45年(1970)にはじまった宇治市史編纂事業にともない調査・撮影され、主に『宇治市史3 近世の歴史と景観』の執筆に利用され、一部が『宇治市史6 西部の生活と環境』の「宇治」の項などで翻刻紹介されている。ただ、市史編纂室撮影の写真版も含めこれまで目録が作成されたことはなかった。

今回の目録は、「留日記」等を除く大部分が、昭和59年の歴史資料館開館以前に奈良大学鎌田道隆研究室に貸し出されラベル貼付のうえ目録が作成されていたことから、一定その整理方法を踏襲しつつ改めて作成したものである。

■凡 例

- 分類番号： 右表の分類ごとに、原則として形状別（縦帳・横帳・一紙）、年月日順に番号を付与した。
- 表 題： 文書に記された表題を記す。表題が無い場合、および補足すべき事項は（ ）内に記した。□、[]は判読不能箇所をしめす。
- 年 月 日： 年月日を記す。（ ）内は推定。
- 形 状： 縦帳・横帳・一紙の形状を記した。
- 備 考： 上記以外の情報を記す。まず、差出人→宛名を記し、その他適宜、文書の状態などを記した。『宇治市史6』に翻刻が掲載されるものは、「市史6 p205」などと記す。

分 類	点数
A：法規類	11
B：証書類	15
C：訴状類	6
D：記録類	15
E：勘定帳類	3
G：土地・年貢類	59
N：その他・雑	6
合計	115

■摘 要

- 点 数： 1 1 5 点
- 年 代： 慶長16年（1611）～明治10年（1877）
- 概 要： 現在の宇治市宇治を中心とする近世村落、宇治郷の会所に伝来した文書。宇治郷は、現在の住所では、宇治市宇治、神明、羽拍子町、琵琶台、折居台にあたる（但し、後の二者は昭和後期の住宅開発にともなう新住所）。点数から見た場合、約半数を占める年貢免状や皆済目録など分類Gの年貢関係が目立つ。が、内容的に本文書群を特色づけるのは、留日記（D1、3～13）の存在であろう。近世中後期から明治初年まで断続的にわずか十数年分ではあるが、こうした記録類の伝来が少ない本市にあって、貴重な史料群となっている。ただ、宇治市史および同年表において断片的に利用されてはいるものの、十分に活用されたとは言いがたい。おそらく、触留や訴状といった、収受および差し出した文書の留め書きが大部分を占め（まさに「留日記」である）、日記的な記載が皆無にひとしく、前後関係の把握が困難なことが、その主な理由と推測される。また、ほとんどが紙数百丁以上の大部な史料であること、一部を除きかなりの乱筆であることも、理由の一端として良いだろう。

■宇治市役所文書目録

分類番号	表 題	年月日	形状	備 考
A 1	被仰渡御請書（博奕御法度）	嘉永 2. 12	縦帳	五番町以下28町年寄、郷年寄・名主→信楽御役所
A 2	（京都府布令書順達）	明治 4. 5	縦帳	当役→町々組頭中 包紙上書「御布令 会所 六番町始」
A 3	定（毒薬等売買禁制等）	正徳 1. 5	一紙	奉行 端裏書「御制札之写四枚之内 宇治郷」
A 4	定（きりしたん宗門制禁）	正徳 1. 5	一紙	奉行 端裏書「御制札之写四枚之内 宇治郷」
A 5	定（親子兄弟等したしく）	正徳 1. 5	一紙	奉行 端裏書「御制札之写四枚之内 宇治郷」
A 6	定（火付・火事につき）	享保 4. 4	一紙	奉行 端裏書「御制札之写四枚之内 宇治郷」
A 7	何宗門人別改帳（雛形）		縦帳	A7～11一綴
A 8	何宗門人別改帳（雛形・認方改めにつき触）	(天保14) 卯. 7. 14	縦帳	宇治郷古方会所→酒波伊勢守 以下17社寺
A 9	御触書之写（関東筋無宿悪党につき）	天保14. 4	縦帳	古方当役→六番町以下20町年寄月行事中
A 10	御触書之写（女子供髪飾につき）	(天保14) 卯. 3. 16	縦帳	古方当役→六番町以下27町年寄月行事中
A 11	御触書之写（関東筋無宿悪党につき）	天保14. 4	縦帳	宇治郷会所
B 1	覚（金銅法物入方箱預りにつき）	宝暦 6. 9. 27	一紙	放生院→宇治郷名主年寄中 B1・2包紙一括、封筒入り 包紙上書「宝暦六年子九月廿七日宇治川中浮島之塔之内有之宝物十式品預ケ置申証文」 封筒上書「塔ノ島十三塔宝物宇治郷ヨリ橋寺住職ニ預入受取証文入 昭和十四年八月平井記」
B 2	覚（金銅方箱内明細）	(宝暦6) 子. 9. 27	一紙	

収蔵資料調査報告書

収蔵文書調査報告書 1	「白川金色院」と恵心院	1998年(平成10)
収蔵文書調査報告書 2	笠取地域の古文書	1999年(平成11)
収蔵文書調査報告書 3	上林三入家文書	2000年(平成12)
収蔵文書調査報告書 4	宇治上神社文書	2001年(平成13)
収蔵文書調査報告書 5	巨椋池漁師仲間文書	2002年(平成14)
収蔵文書調査報告書 6	上林春松家文書	2004年(平成16)
収蔵文書調査報告書 7	白川・藤川家文書	2005年(平成17)
収蔵資料調査報告書 8	戦争関係資料	2006年(平成18)
収蔵資料調査報告書 9	上林春松家文書 2	2007年(平成19)
収蔵資料調査報告書10	幕末の銅版画	2008年(平成20)
収蔵資料調査報告書11	宇治市の写真資料 1	2009年(平成21)
収蔵資料調査報告書12	宇治市の写真資料 2	2010年(平成22)
収蔵資料調査報告書13	宇治市の写真資料 3	2011年(平成23)
収蔵資料調査報告書14	絵ハガキ 1	2012年(平成24)
収蔵資料調査報告書15	片岡道二家文書	2013年(平成25)
収蔵資料調査報告書16	宇治市の写真資料 4	2014年(平成26)
収蔵資料調査報告書17	京都社寺境内図	2015年(平成27)
収蔵資料調査報告書18	戦争関係資料 2	2016年(平成28)
収蔵資料調査報告書19	宇治茶の民具	2017年(平成29)

※7までは、『収蔵文書調査報告書』として刊行した。

収蔵資料調査報告書20
宇治郷の古文書

2018年(平成30) 3月31日

編集・発行 宇治市歴史資料館
〒611-0023

宇治市折居台 1-1

TEL (0774)39-9260

FAX (0774)39-9261

E-mail : shiryokan@city.uji.kyoto.jp

